

港区環境白書

港区環境基本計画

平成 30（2018）年度実績報告書

港 区

港区環境基本計画の中間見直しと本報告書における評価について

港区環境基本計画は、平成 27（2015）年度から令和 2（2020）年度までの 6 年間を計画期間とし、中間年次に見直しを行うこととしていました。

これを受け、中間年次に当たる平成 29（2017）年度に、成果目標を含めて見直しを行い、「港区環境基本計画（平成 30（2018）年度～令和 2（2020）年度）」として改定しました。

本報告書は、改定後の平成 30（2018）年度の実績に関して評価するものであり、改定後の港区環境基本計画における成果目標等に関して点検・評価し、その結果をまとめています。



学校プールの ヤゴ救出観察会

水泳シーズンが終わり、水を貯めたままの屋外プールでは、いろいろな生きものが生息しています。放っておくと、プール利用開始前の清掃で下水に流されてしまうアカトンボやゲン

ヤンマのヤゴを助け、観察する事業を平成 30(2018)年度から実施しました。子どもたちが都会の中で身近な自然とふれあい、生きものや生態系の知識と感受性を高めることを目的とした事業です。この事業は生物多様性みなとネットワーク(※)会員からの発案により実現しました。また、救出観察会は、会員の協力を得て実施しています。 ※生物多様性に関する自主活動に取り組む区民・事業者等が情報を共有し、連携・協働するための組織。

エコライフ・ フェア MINATO

平成 30(2018)年
5 月 19 日(土曜)に
第 38 回目のエコライフ・フェアMINATOを開催し、約 4,000
人が来場しました。



みなと区民の森及びその周辺の里山
や溪流などを活用した環境学習は、延べ
1,382 人が参加しました。

あきる野 環境学習

平成 30(2018)年度からは、区が指定する期間内で、参加者が実施日や学習内容等を決めることができるオーダーメイド型環境学習を開始しました。



指定寄附金・
ふるさと納税寄附金

平成 30(2018)年度は、次の事業に寄附金があり、各事業に活用されました。

指定寄附金	みなとモデル森林整備促進事業	100,000円
ふるさと納税	泳げる海、お台場の実現	240,000円
寄附金	運河に架かる橋のライトアップ	65,000円



みなと区民まつりに
おけるごみ分別ラベル

環境省は、オリンピック・

パラリンピック等大規模イベント会場等において、ごみの分別が徹底されるよう、平成 29(2017)年 10 月に「大規模イベントにおけるごみ分別ラベル作成ガイド」を策定・公表しました。このガイドを参考に、平成 30(2018)年度のみなと区民まつりにおいて、ごみステーションのごみ箱に表示する分別ラベルを作成しました。

「その他再生可
能紙」の資源化

可燃ごみの中には、リサイクル可能な紙類が約 16%含まれており、その半数をはがきや菓子箱、包装紙などが占めています。



これらの紙類のリサイクルを推進するため、平成 31(2019)年 2 月に、「雑紙(ざつがみ)」という名称から、リサイクルできることが区民等にわかりやすい「その他再生可能紙」に変更しました。

実施に当たっては、子どもに親しみやすいイラストを用いた「その他再生可能紙の回収袋」の配布(左図)、チラシ(中央図)、清掃車のラッピングカー(右図)等により周知を行いました。

港区環境白書

(港区環境基本計画 平成 30 (2018) 年度実績報告書)

目次

巻頭 平成 30 (2018) 年度のトピックス	1
第 1 章 港区の概要	7
第 2 章 港区環境基本計画について	
2-1 港区環境基本計画の概要	
(1) 計画の位置付け	11
(2) 計画が対象とする範囲	12
(3) 計画期間	12
2-2 めざす環境像	13
2-3 基本方針	14
2-4 施策の体系	16
2-5 計画の進行管理～環境白書の作成～	18
第 3 章 環境基本計画 施策の進捗状況	
3-1 成果目標に対する評価対象年度の状況	
(1) 「成果目標の状況」の見方	21
(2) 評価基準の考え方	22
(3) 成果目標の状況	23
3-2 施策の取組状況	32
3-3 環境基本計画成果目標 実績一覧	64
第 4 章 港区環境審議会による点検・評価	
港区環境審議会とは	69
港区環境審議会総評	71
参考資料	
1 港区環境基本条例	75
2 港区環境審議会規則	78
3 港区環境調整委員会設置要綱	79
4 主な環境基準	80
5 用語解説	82

第 1 章

港区の概要

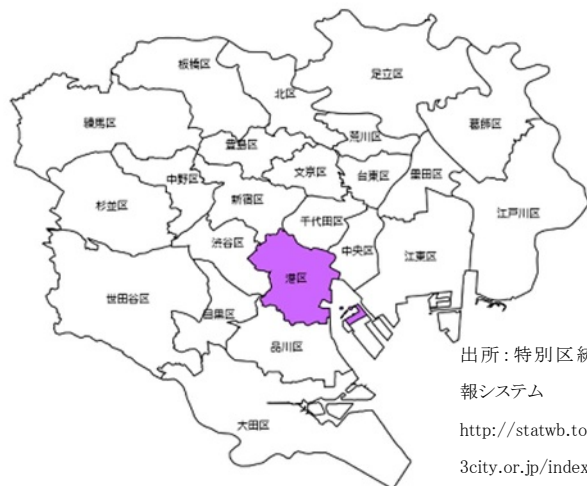
図表 1 23 区の位置

1-1 港区の概要

(1) 港区の地勢と面積

港区は、東京都のほぼ南東部に位置しています。面積は、平成 29 (2017) 年 10 月 1 日現在、20.37 km^2 で、東京 23 区総面積 627.57 km^2 の約 3.25% にあたり、23 区中 12 番目の広さです。また最大区の大田区の 3 分の 1 強、最小区の台東区の約 2 倍になります。

港区は、北西一帯の高台地と、南東の東京湾に面した低地および芝浦海浜の埋め立て地からなっています。高台地は秩父山麓に端を発している武蔵野台地の末端で、これらの台地は小さな突起状の丘陵となっています。そのため、東京 23 区の中では最も起伏に富んだ地形をもっています。そして、区の中央部を西から東に流れる古川（金杉川）流域に平地部が横たわっています。

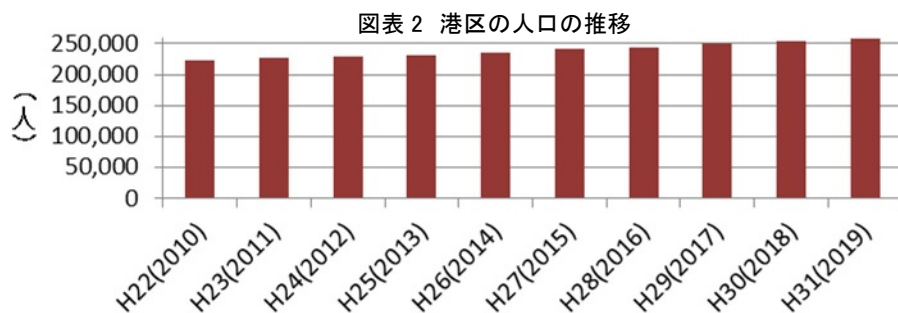


出所：特別区統計情報システム

<http://statwb.tokyo-23city.or.jp/index.html>

(2) 港区の人口

港区の人口（住民基本台帳による人口）は、令和元（2019）年 1 月 1 日現在、25 万 7,426 人（日本人 23 万 7,369 人、外国人 2 万 57 人）となっています。世帯数は、令和元（2019）年 1 月 1 日現在、14 万 5,865 世帯です。

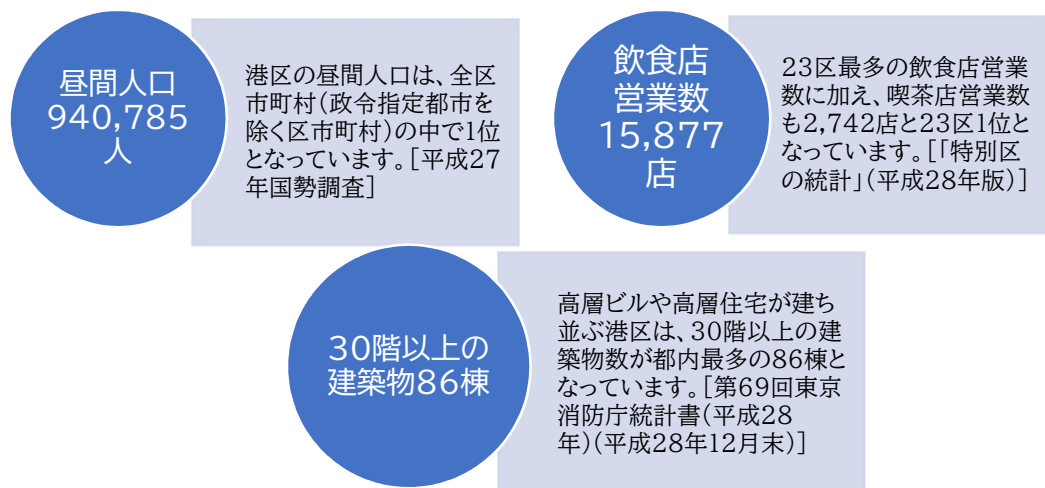


注：各年 1 月 1 日現在の住民基本台帳上の住民。外国人を含む。

出所：特別区統計情報システム

<http://statwb.tokyo-23city.or.jp/index.html>

(3) 数字で見る港区（ここからはじまる物語（港区政要覧 2019）から引用）



第2章

港区環境基本計画 について

2-1 港区環境基本計画の概要

(1) 計画の位置付け

港区環境基本計画は、区の総合計画である「港区基本計画」の基本政策の実現を図るための環境分野の計画であり、「港区まちづくりマスタープラン」、「港区緑と水の総合計画」などの関連する計画との整合を図りつつ、環境関連計画の最も上位に位置付けられる計画として、区の環境に関する取組の基本的な方向性を示すものです。

また、区民、事業者等が、本計画のめざす環境像の実現に向けた行動の必要性を理解し、自ら積極的に行動していくことができるよう、「港区環境基本条例」第8条に基づく「港区環境行動指針」を含みます。

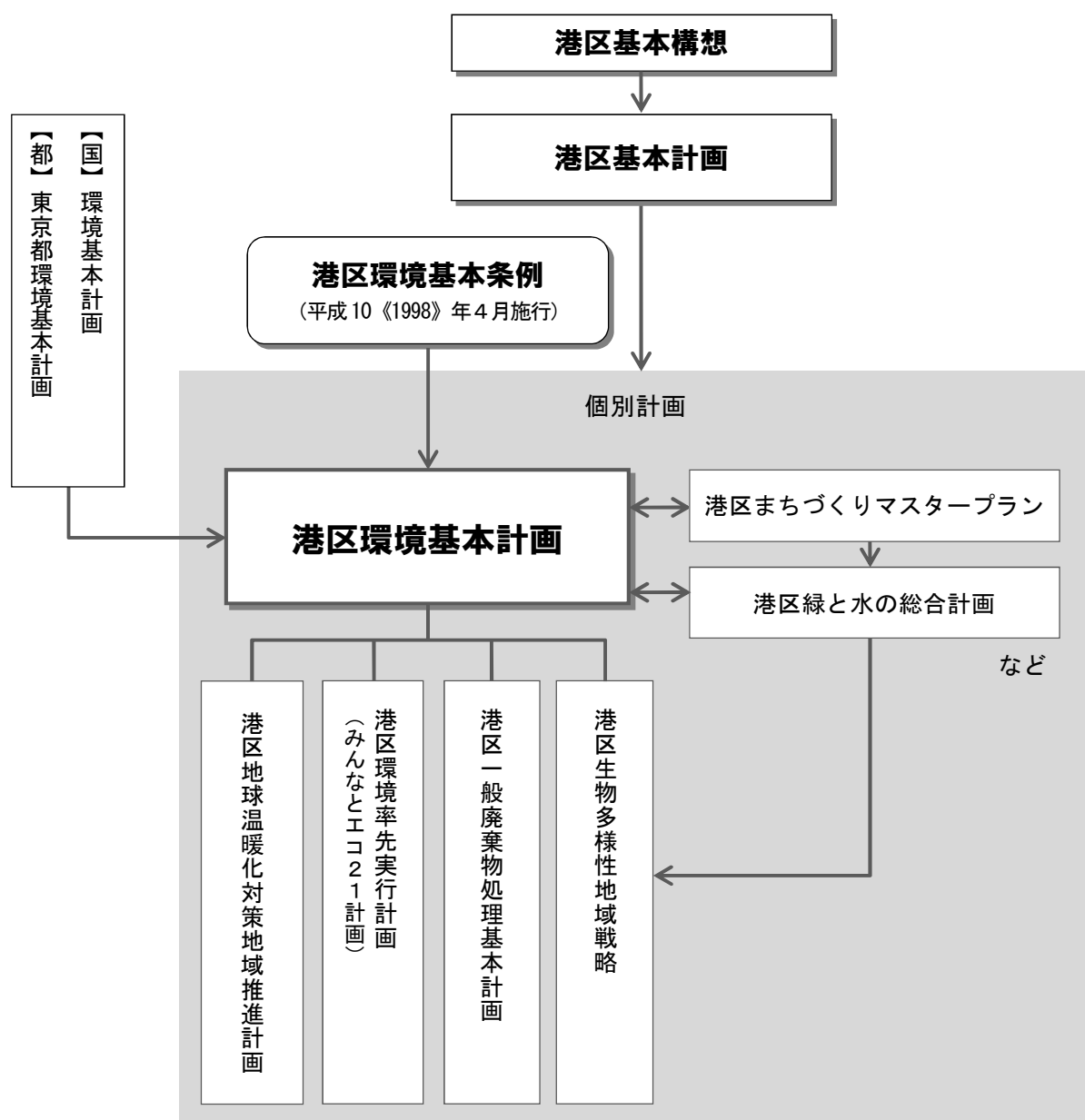


図 2-1 計画の位置付け

（２） 計画が対象とする範囲

①地球環境

温室効果ガスの排出抑制（地球温暖化の緩和策）、気候変動から生じる様々な影響への対策（地球温暖化への適応策）

②循環型社会

3R（リデュース（ごみの発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用））の推進

③生活環境

7大公害（大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、土壌汚染、地盤沈下）や有害化学物質への対策

④都市環境

開発が環境に与える影響への対策や都市活動と環境との調和、良好な景観の形成等に関する取組、空き缶等のごみの散乱防止やたばこの吸い殻のポイ捨て防止等の環境美化に関する取組

⑤自然環境

自然の緑と水だけでなく、人工的な緑と水辺も含めた多様な緑と水辺空間の保全・創出、水循環系の保全、生物多様性に関する取組

⑥環境保全活動

多様な主体に向けた、環境教育・環境学習の実施、環境問題や環境に配慮した行動に関する普及・啓発、環境保全活動の支援等

（３） 計画期間

計画期間は、平成 30（2018）年度から令和 2（2020）年度までの 3 年間とします。

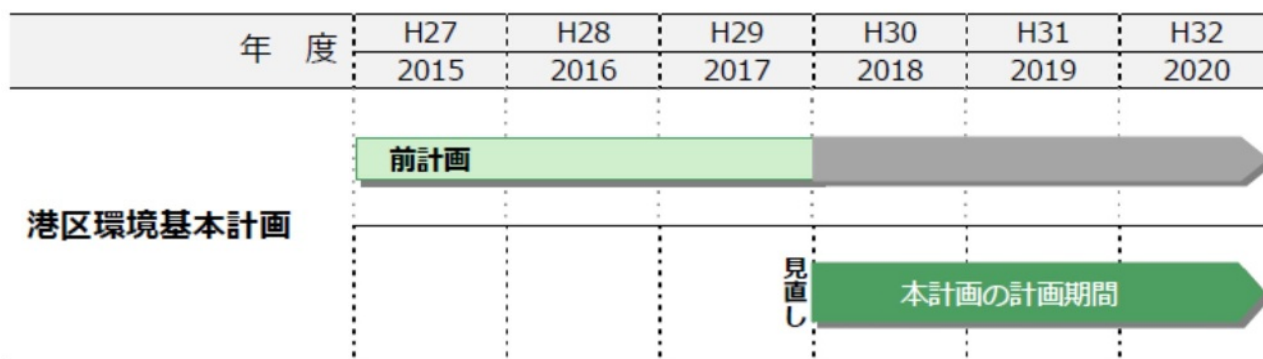


図 2-2 計画期間

2-2 めざす環境像

**歴史ある自然をみなではぐくみ、
暮らし、働くことを誇りに思える国際環境都市 みなと**

令和2（2020）年度を見据え、以下の点を考慮した環境像を設定し、その実現をめざします。

- 区民や事業者をはじめとする多様な主体がともに考え、手を携え、行動することによって、暮らしやすく、働きやすいまちをつくります。
- 歴史ある多様な自然を保全し、良好な環境を次の世代へ引き継いでいきます。
- 国際的に誇れる環境都市をめざします。

2－3 基本方針

めざす環境像を実現していくため、次の6つの基本方針に沿って施策を推進します。

基本方針1 安心して暮らせる低炭素・省エネルギー社会の実現

温室効果ガスの大部分を占める二酸化炭素の排出を抑制し、安心して暮らせる低炭素社会を実現していくため、再生可能エネルギーの普及や省エネルギー化、エネルギーの効率的な利用を進めるとともに、気候変動による影響への適応策に取り組みます。

基本方針2 協働による循環型社会の形成

人口や事業所の増加が見込まれる中で、循環型社会を形成していくため、ごみの発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）により家庭や事業所から排出されるごみの量を減らすことを最優先とし、その上で資源を再生利用（リサイクル）することで循環させていく取組を、区民、事業者との協働により推進します。

基本方針3 健康で安全に暮らすことのできる生活環境の保全

区民の健康で安全な暮らしを支えるための基本的な区の責務として、大気、水質を保全するとともに、騒音、振動、悪臭等に悩まされることのない生活環境を確保します。

基本方針4 快適で魅力ある都市環境の形成

あらゆる人が、安全で快適に過ごすことのできる魅力ある都市環境を形成していくため、事業者や地域と協働して、開発が環境に与える影響への対策を講じるとともに、きれいで清潔なまちづくりを進めます。

基本方針5 自然や生きものと共存できる、質の高い緑と水の保全・創出

生きものの生息・生育の基盤の形成やヒートアイランド現象の緩和、健全な水循環系の保全などのために重要な役割を果たすとともに、区民の潤いや安らぎの空間として貴重な存在である緑と水を守り、育みます。

基本方針6 環境保全に向けた多様な主体の行動と協働の推進

暮らし、働き続けることができる良好な環境を保全していくため、区民、事業者をはじめとする多様な主体が、環境問題を自らの問題として認識し、環境保全に向けた行動を実践していくことを推進します。

2-4 施策の体系

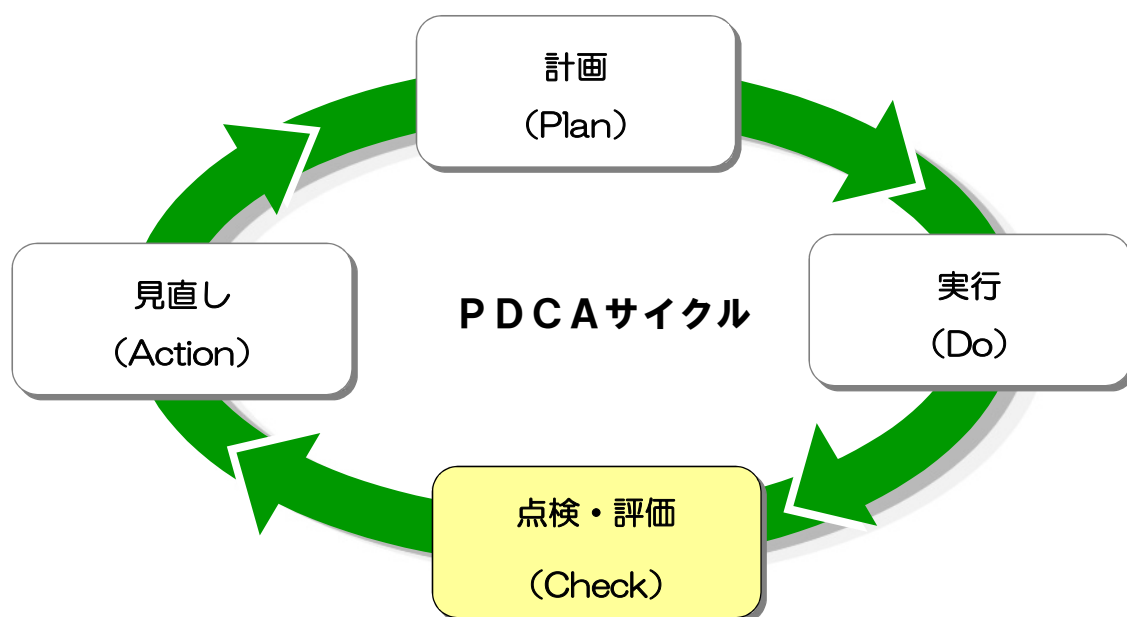
基本方針	施 策
1 安心して暮らせる低炭素・省エネルギー社会の実現	1-1 家庭や職場における省エネルギーの推進
	1-2 エネルギーを効率的・安定的に利用する建築物の整備とまちづくり
	1-3 広域的なネットワークの活用等による地球温暖化対策の推進
	1-4 気候変動への適応策及びヒートアイランド対策の推進
2 協働による循環型社会の形成	2-1 ごみを出さないライフスタイル・ビジネススタイルの意識の醸成
	2-2 限りある資源の循環利用
	2-3 ごみの適切で効率的な収集・運搬・処理
3 健康で安全に暮らすことのできる生活環境の保全	3-1 良好な大気環境の保全
	3-2 水質の改善と水環境の向上
	3-3 安全で快適な生活環境の確保
4 快適で魅力ある都市環境の形成	4-1 まちづくりにおける環境配慮の促進
	4-2 環境美化の推進
5 自然や生きものと共存できる、質の高い緑と水の保全・創出	5-1 歴史ある緑の保全と豊かで質の高い緑の創出
	5-2 水辺空間の親水化と水循環系の保全・構築
	5-3 生物多様性の保全とその恵みの持続的な利用
6 環境保全に向けた多様な主体の行動と協働の推進	6-1 環境教育・環境学習の推進
	6-2 協働による環境保全活動の推進
	6-3 区の率先行動

取 組	(計画掲載頁)	関連計画
①家庭における省エネルギーの推進	(p.30)	・ 港区地球温暖化対策地域推進計画
②職場における省エネルギーの推進	(p.31)	
①建築物等の環境性能の向上	(p.33)	
②低炭素まちづくりの推進	(p.33)	
③環境に配慮した交通手段の普及促進	(p.33)	
④区有施設における対策の推進	(p.34)	
①国産木材の活用促進	(p.36)	
②全国連携による再生可能エネルギー導入	(p.37)	
③先進技術の導入	(p.37)	
①適応策に関する普及・啓発	(p.38)	・ 港区地球温暖化対策地域推進計画 ・ 港区緑と水の総合計画
②緑化によるヒートアイランド現象緩和と二酸化炭素吸収	(p.38)	
③熱をためにくいまちづくり	(p.39)	
④集中豪雨による被害の軽減	(p.39)	
①普及・啓発、情報提供	(p.41)	・ 港区一般廃棄物処理基本計画
②発生抑制のための仕組みづくり	(p.42)	
③品目別発生抑制の促進	(p.43)	
①分別排出の徹底	(p.45)	
②資源回収の拡大	(p.46)	
①適切で効率的な収集・運搬	(p.48)	
②適正な処理	(p.48)	
③適正排出の促進と不法投棄の防止	(p.49)	
①大気汚染の防止	(p.52)	—
②大気環境の監視測定	(p.52)	
①古川の水環境改善	(p.54)	・ 港区緑と水の総合計画
②お台場の海等の水質改善	(p.54)	
③水環境の監視測定	(p.55)	
①騒音、振動、悪臭などに対する対策の推進	(p.56)	—
②アスベスト対策の推進	(p.56)	
③有害化学物質等への対策の推進	(p.56)	
①環境アセスメントの推進	(p.59)	—
②環境に配慮した適切なまちづくりの誘導	(p.59)	
①地域の環境美化活動の推進	(p.61)	—
②みなとタバコールの推進	(p.61)	
①区民、事業者等との協働によるみどりの保全・創出と普及・啓発	(p.64)	・ 港区緑と水の総合計画 ・ 港区生物多様性地域戦略
②多様な緑化の推進	(p.65)	
①水辺空間の親水化	(p.67)	
②健全な水循環系の保全・構築	(p.68)	
①生物多様性の学びの機会の創出と理解の浸透	(p.69)	
②ビオトープづくりとエコロジカルネットワークの形成	(p.70)	
①子どもたちの環境学習機会の提供	(p.73)	
②多様な環境学習機会の提供	(p.74)	
①区民、事業者等の環境保全活動の支援	(p.75)	—
②環境情報の積極的な発言	(p.75)	
③全国各地域との連携	(p.76)	
①率先した環境保全活動の推進	(p.78)	・ 港区環境率先実行計画 (みんなとエコ21計画)

2－5 計画の進行管理 ～環境白書の作成～

環境基本計画を実効性のあるものとするためP D C Aサイクルに沿って目標の達成状況を定期的に点検・評価し、継続的に改善を図ります。

施策の点検・評価に当たっては、個別の環境分野に関する計画の進行管理を踏まえ、本計画の見直しに当たり区長からの諮問に応じて調査審議を行った「港区環境審議会」において、環境施策全体の進捗を包括的に点検・評価することとします。そして、その結果を「港区環境白書」としてまとめ、毎年度、区民、事業者等に公表します。



第3章

環境基本計画 施策の進捗状況

3-1 成果目標に対する評価対象年度の状況

(1) 「成果目標の状況」の見方

(例)

港区環境基本計画に記載された現状（基準値）、目標値

「(2) 評価基準の考え方」をご覧ください

成果目標						
指標	基準値 (記載がないものは 平成 29 (2017) 年度見込)	令和 2 (2020) 年度 (目標)	<a> 評価対象年度 (平成 30 (2018) 年度) の実績	 評価対象年度の 目標値	<a と b の比較> 目標に 対する 進捗状況	
成果目標 4.2 喫煙による迷惑の防止対策が進んでいる						
指定喫煙場所の数	64 か所	88 か所	82 か所	72 か所		
	目標達成に向けた進捗状況や課題等					
	平成 29 (2017) 年度末時点 66 か所あり、平成 30 (2018) 年度に 16 か所設置して、合計 82 か所となりました。平成 30 (2018) 年度に設置した 16 か所のうち、区の助成制度を活用した屋内喫煙場所が 10 か所、港区開発事業に係る定住促進指導要綱（生活利便施設）に基づく喫煙所（屋内）が 3 か所と、屋内喫煙場所の整備が進みました。今後も周辺に配慮した屋外喫煙場所の整備とともに、区の助成制度の活用促進などにより屋内喫煙場所の整備に取り組む必要があります。					

「評価対象年度の目標値」は、港区環境基本計画には記載されていない数字ですが、港区基本計画計上事業の成果目標・活動指標や他計画との整合性を図った目標値です。

例：成果目標 4.2 喫煙による迷惑の防止対策が進んでいる

平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度
64 か所	72 か所	80 か所)	88 か所

港区環境基本計画には記載されていないが、港区基本計画や他計画との整合性を図った評価対象年度の目標値

港区環境基本計画に記載されている基準値（計画改定時の「現状（平成 29 (2017) 年度）」及び令和 2 (2020) 年度目標値

（２）評価基準の考え方

目標に対する進捗状況

環境基本計画では、6つの基本方針ごとに施策の内容に応じた成果目標を掲げ、施策の進捗及び成果の状況を把握するため、指標及び目標を設定しています。

評価対象年度時点での実績（状況）が、各指標の令和2（2020）年度の目標の達成に向けて順調に進んでいるか、以下の評価区分で評価しています。

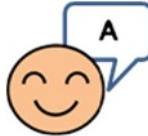
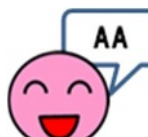
評価区分	環境指標
	評価対象年度の目標を達成、又は上回る改善。
	評価対象年度の目標値には達しないものの、平成 29（2017）年度と比較して改善。
	平成 29（2017）年度の状況から、評価対象年度の実績が変化していない。
	平成 29（2017）年度の状況から、評価対象年度の実績が後退している。

（３）成果目標の状況

基本方針1 安心して暮らせる低炭素・省エネルギー社会の実現

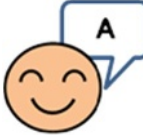
温室効果ガスの大部分を占める二酸化炭素の排出を抑制し、安心して暮らせる低炭素社会を実現していくため、再生可能エネルギーの普及や省エネルギー化、エネルギーの効率的な利用を進めるとともに、気候変動による影響への適応策に取り組みます。

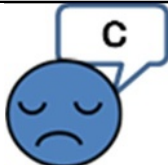
成果目標					
指標	基準値 (記載がないものは 平成 29 (2017) 年度 見込)	令和 2 (2020) 年度 (目標)	<a> 評価対象年度 (平成 30 (2018) 年 度) の実績	 評価対象年度の 目標値	<a と b の比較> 目標に 対する 進捗状況
成果目標 1.1 区、区民、事業者等の取組により、二酸化炭素排出量の増加を抑制している					
二酸化炭素 排出削減量	43.5 万 t-CO ₂ /年 〔平成 26 (2014) 年度 実績〕	60.7 万 t-CO ₂ / 年	54.8 万 t-CO ₂ /年 〔平成 30 (2018) 年度 実績〕	49.3 万 t-CO ₂ /年	
	目標達成に向けた進捗状況や課題等				
	地球温暖化を防止するため、何も対策をしない場合に想定される令和 2 (2020) 年度の港区内の二酸化炭素排出量から 60.7 万 t-CO₂/年削減していくことが必要となります。 そのためには、区の施策に加え、国、東京都の施策（以下、「各施策」という。）の効果により二酸化炭素排出量を削減していくことが必要となります。 平成 30 (2018) 年度の二酸化炭素削減量は、各施策の効果により 54.8 万 t-CO₂ を削減することができました。 この実績と各施策の効果を踏まえつつ、引き続き省エネルギー化等の取組を区が率先するとともに、区民や事業者に促していくことが必要です。				

成果目標					
指標	基準値 (記載がないものは 平成 29 (2017) 年度 見込)	令和 2 (2020) 年度 (目標)	<a> 評価対象年度 (平成 30(2018)年度) の実績	 評価対象年度 の目標値	<a と b の比較> 目標に 対する 進捗状況
成果目標 1.2 低炭素化を促進する取組により、地球温暖化の防止に寄与している					
創エネルギー・省エネルギー機器等の設置費助成件数	4,401 件	6,051 件	4,824 件	4,951 件	
	目標達成に向けた進捗状況や課題等				
	平成 30 (2018) 年度から新規に助成対象とした管理組合等向け LED 照明の申請が多数あり、CO ₂ の削減に一定の効果がありました。しかし、CO ₂ の削減に大幅な効果がある創エネルギー機器は戸建住宅への設置が中心であり、区民の多くが集合住宅に居住する区の特性から、大幅な増加が難しい状況です。				
成果目標 1.3 国産木材の活用が進み、温室効果ガスの排出抑制に寄与している					
二酸化炭素固定量	403.6t-CO ₂ /年	450t-CO ₂ /年	483.88t-CO ₂ /年	450t-CO ₂ /年	
	目標達成に向けた進捗状況や課題等				
	実績は新たに建築される物件数や規模に大きく左右されます。木材使用にあたっては事業主の理解と協力が不可欠です。				
成果目標 1.4 ヒートアイランド現象の緩和に寄与している					
区道における遮熱性舗装等の面積	99,746 m ²	137,266 m ²	105,765 m ²	104,864 m ²	
	目標達成に向けた進捗状況や課題等				
	遮熱性舗装等の整備は、区道の総面積の 10%実施することを当面の目標とし、実績は約 57%になっています。平成 30 (2018) 年度は、東京 2020 大会に向けたマラソンコース周辺の整備に取り組んだ結果、整備率は上がりました。今後も基本計画に基づき計画的に整備を進めるとともに、区道の維持補修等に合わせて、遮熱性舗装等を推進していきます。				

基本方針2 協働による循環型社会の形成

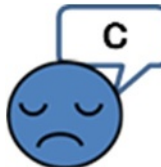
人口、事業者の増加が見込まれる中で、循環型社会を形成していくため、ごみの発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）により家庭や事業者から排出されるごみの量を減らすことを最優先とし、その上で資源を再生利用（リサイクル）することで循環させていく取組を、区民、事業者との協働により推進します。

成果目標					
指標	基準値 (記載がないものは平成 29 (2017) 年度見込)	令和 2 (2020) 年度 (目標)	<a> 評価対象年度 (平成 30 (2018) 年度) の実績	 評価対象年度 の目標値	<a と b の比較> 目標に 対する 進捗状況
成果目標 2.1 区民、事業者の 3 R の取組により、ごみの排出量が減っている					
区民 1 人 1 日当たりの 可燃ごみ量	543g/人・日 〔平成 28 (2016) 年度実績〕	388 g/人・日	537g/人・日	452g/人・日	
	目標達成に向けた進捗状況や課題等				
	区収集ごみ量は、平成 23 (2011) 年度以降減少傾向にありましたが、平成 29 (2017) 年度以降は増加に転じています。区民一人あたりが排出するごみ量は、前年度と比べて微減であったことから、人口の増加が要因と考えられます。また、持込ごみ量は、景気の影響により左右されます。目標達成に向け、事業系ごみの削減が大きな課題となっており、事業者向けの施策の実効性を高めていく必要があります。				
成果目標 2.2 区民の分別に対する意識の向上により、分別排出が徹底され、資源が適切に再生利用（リサイクル）されている					
区による資源回収量	16, 466t/年 〔平成 28 (2016) 年度実績〕	19, 769 t/年	16, 346t/年	18, 433t/年	
	目標達成に向けた進捗状況や課題等				
	平成 29 (2017) 年度に比べ、区収集ごみ量が増加した一方で、新聞・雑誌の電子化等により資源回収量は減少したため、資源化率は低下しています。区が平成 30 (2018) 年度に実施した「ごみ排出実態調査」では、区が収集する可燃ごみや不燃ごみに未だに多くの資源が含まれていることがわかっています。今後も普及・啓発や適切な指導・助言等により、区民による資源化の取組を促進していく必要があります。				

成果目標					
指標	基準値 (記載がないものは平成 29 (2017) 年度見込)	令和 2 (2020) 年度 (目標)	<a> 評価対象年度 (平成 30 (2018) 年度) の実績	 評価対象年度 の目標値	<a と b の比較> 目標に 対する 進捗状況
成果目標 2.3 廃棄物処理に伴う温室効果ガスの排出が抑制されている					
温室効果 ガス排出量	22, 256t/年 〔平成 28 (2016) 年度実績〕	11, 704t/年	26, 191t /年	15, 528 t /年	
	目標達成に向けた進捗状況や課題等				
	区収集可燃ごみの削減が十分に進んでいないことに加え区収集可燃ごみの中のプラスチックの割合が平成 30 (2018) 年度ごみ排出実態調査では 16.8%となり、前回調査よりも増加したことから、温室効果ガス排出量の削減が進んでいない状況です。3R 関連の情報提供のさらなる充実に努めていく必要があります。				
成果目標 2.4 ごみを出す区民の特性に応じたきめ細かい収集体制が確立している					
戸別訪問収 集実施件数	年間 508 件 〔平成 28 (2016) 年度実績〕	年間 580 件	年間 531 件	年間 544 件	
	目標達成に向けた進捗状況や課題等				
	対象となる高齢者及び障害者の数は、人口増とともに増えていくと考えます。今後も、ごみ出しが困難な方に活用していただけるよう戸別訪問収集制度の P R を充実させていく必要があります。				

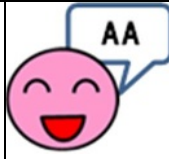
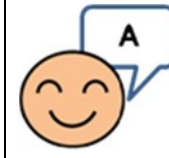
基本方針3 健康で安全に暮らすことのできる生活環境の保全

区民の健康で安全な暮らしを支えるための基本的な区の責務として、大気、水質を保全するとともに、騒音、振動、悪臭等に悩まされることのない生活環境を確保します。

成果目標					
指標	基準値 (記載がないものは平成 29 (2017) 年度見込)	令和 2 (2020) 年度 (目標)	<a> 評価対象年度 (平成 30 (2018) 年度) の実績	 評価対象年度 の目標値	<a と b の比較> 目標に 対する 進捗状況
成果目標 3.1 古川及び運河の水質改善が進んでいる					
古川及び運河の水質の環境基準達成	全9地点 (古川4地点、運河5地点) のうち、運河の4地点にて1項目 (COD) で環境基準未達成	全地点、全項目での環境基準達成	全9地点のうち、運河の2地点で2項目 (pH・COD)、2地点で1項目 (COD) の環境基準未達成	全地点、全項目での環境基準達成	
	目標達成に向けた進捗状況や課題等				
	平成 30 (2018) 年度の調査結果について、古川は全 4 地点、全 4 項目において環境基準を達成しましたが、運河においては、全 5 地点のうち 4 地点にて、pH・COD の両方又はいずれかについて環境基準を超過していました。今後も引き続き調査を実施し、水質状況の監視を行っていきます。				
成果目標 3.2 お台場の海の水質改善が進んでいる					
お台場海浜公園における水質の水浴場判定基準の達成	全3地点において、水浴場判定基準未達成	全地点において、おおむね水浴場の判定基準を達成している	調査日、調査地点によって水浴場判定基準未達成	全地点において、おおむね水浴場の判定基準を達成している	
	目標達成に向けた進捗状況や課題等				
	平成 30 (2018) 年度は全 3 地点にて調査を行いました。調査日によっては基準を満たさない日がありました。水質は天候や上流域からの流入水の影響を受けるため、採水日によって結果にばらつきが生じています。引き続き調査を実施し、水質状況の把握に努めていきます。				
成果目標 3.3 快適な生活環境が確保され、公害に関する苦情が減少している					
公害苦情件数	年間 290 件	年間 275 件	年間 272 件	年間 295 件	
	目標達成に向けた進捗状況や課題等				
	公害苦情は一度発生するとその対策が難しいため、事業者への事前の指導を行っています。また、公害苦情が発生した場合は、総合支所と連携し対応を行っています。				

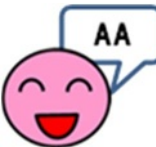
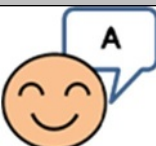
基本方針4 快適で魅力ある都市環境の形成

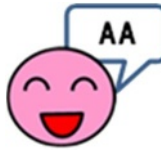
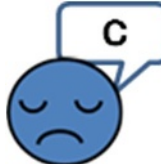
あらゆる人が、安全で快適に過ごすことのできる魅力ある都市環境を形成していくため、事業者や地域と協働して、開発が環境に与える影響への対策を講じるとともに、きれいで清潔なまちづくりを進めます。

成果目標					
指標	基準値 (記載がないものは平成 29 (2017) 年度見込)	令和 2 (2020) 年度 (目標)	<a> 評価対象年度 (平成 30 (2018) 年度) の実績	 評価対象年度 の目標値	<a と b の比較> 目標に 対する 進捗状況
成果目標 4.1 区民の環境保全・美化活動に対する意識が高まっている					
地域の環境美化活動への参加者数	年間 7,200 人	年間 8,000 人	年間 9,837 人	年間 7,400 人	
	目標達成に向けた進捗状況や課題等				
	環境美化活動の一環としてみなとタバコルールの定着を目指し、地域の方や事業者への周知啓発を行いました。取組への関心が高まっているので、今後も地域に根ざした環境美化活動が継続・発展するよう取り組む必要があります。				
成果目標 4.2 喫煙による迷惑の防止対策が進んでいる					
指定喫煙場所の数	64 か所	88 か所	82 か所	72 か所	
	目標達成に向けた進捗状況や課題等				
	平成 29 (2017) 年度末時点 66 か所あり、平成 30 (2018) 年度に 16 か所設置して、合計 82 か所となりました。平成 30 (2018) 年度に設置した 16 か所のうち、区の助成制度を活用した屋内喫煙場所が 10 か所、港区開発事業に係る定住促進指導要綱（生活利便施設）に基づく喫煙所（屋内）が 3 か所と、屋内喫煙場所の整備が進みました。 今後も周辺に配慮した屋外喫煙場所の整備とともに、区の助成制度の活用促進などにより屋内喫煙場所の整備に取り組む必要があります。				
成果目標 4.3 みなとタバコルールが浸透している					
みなとタバコルール宣言事業者数	500 事業者	2,020 事業者	881 事業者	1,250 事業者	
	目標達成に向けた進捗状況や課題等				
	事業者による積極的な取組を促す気運醸成のため、平成 30 (2018) 年度は宣言事業者の取組みを表彰する「みなとタバコルール賞」を設立しました。また、みなとタバコルール宣言登録事業者を増やす取組として、区内事業者へのメール配信等や関係団体へのはたらきかけを行いました。引き続き、みなとタバコルール宣言登録事業者を増やす取組を行うとともに、みなとタバコルール宣言事業者との繋がりや活動 PR の強化を図っていきます。				

基本方針5 自然や生きものと共存できる、質の高い緑と水の保全・創出

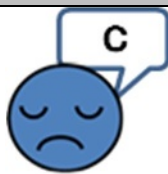
生きものの生息・生育の基盤の形成やヒートアイランド現象の緩和、健全な水循環系の保全などのために重要な役割を果たすとともに、区民の潤いや安らぎの空間として貴重な存在である緑と水を守り、育みます。

成果目標					
指標	基準値 (記載がないものは平成 29 (2017) 年度見込)	令和 2 (2020) 年度 (目標)	<a> 評価対象年度 (平成 30 (2018) 年度) の実績	 評価対象年度 の目標値	<a と b の比較> 目標に 対する 進捗状況
成果目標 5.1 緑の保全と創出により、区内全体で緑が増加している					
緑被率	21.8% (平成 28 (2016) 年度実績)	24%	21.8% (平成 28 (2016) 年度実績)	22.5%	
	目標達成に向けた進捗状況や課題等				
	緑被率は、5 年ごとに行う「みどりの実態調査」でしか測定できない為、平成 30 (2018) 年度の実績は、平成 28 (2016) 年度港区みどりの実態調査 (第 9 次) の実測値としています。平成 23 (2011) 年度と平成 28 (2016) 年度の調査では、緑被率の変化はありませんでした。引き続き、緑化計画書制度等による緑化の指導・誘導により、緑被率の増加を図ります。				
成果目標 5.2 区の魅力である運河に沿った緑豊かな散歩道がネットワーク化され、うるおいのある街並みを形成している					
水辺の散歩道の整備延長	8,900m	9,080m	9,080m	9,080m	
	目標達成に向けた進捗状況や課題等				
	内部護岸整備の進捗や運河沿い緑地から道路への出入口の確保状況によって、運河沿い緑地整備の進捗が左右されることが課題である。				
成果目標 5.3 実質浸透域が拡大し、地下に浸透した雨水が湧水地に豊かな水をもたらし、古川、運河、海がきれいな水をたたえている					
雨水浸透施設の浸透量	65,592 m ³	71,292 m ³	66,762 m ³	67,492 m ³	
	目標達成に向けた進捗状況や課題等				
	「港区雨水流出抑制施設設置指導要綱」による指導により、目標に向けて増加していますが、浸透施設以上に貯留施設による計画が多いため、浸透量の実績が減っています。				

成果目標					
指標	基準値 (記載がないものは平成 29 (2017) 年度見込)	令和 2 (2020) 年度 (目標)	<a> 評価対象年度 (平成 30 (2018) 年度) の実績	 評価対象年度 の目標値	<a と b の比較> 目標に 対する 進捗状況
成果目標 5.4 区民の生物多様性の保全・再生と持続的な利用に対する意識が高まっている					
生物多様性 みなとフォー ラムの各 事業におけ る参加者合 計数	年間 270 人	年間 300 人	年間 1,159 人	年間 280 人	
	目標達成に向けた進捗状況や課題等				
	見学会の実施回数が増えたことにより、参加者数が大幅に増加しました。引き続き、様々な方法で区民・事業者と協働し、生物多様性に関して周知啓発に努めます。				
成果目標 5.5 様々な空間を活用して、緑の保全と創出の取組が進み、快適な都市環境の形成が進んでいる					
緑化助成に より創出さ れた屋上緑 化面積	165 m ²	計 1,000 m ²	計 104.45 m ²	計 320 m ²	
	目標達成に向けた進捗状況や課題等				
	助成申請件数が少なく、1 件当たりの面積規模も少ないことから、数値はあまり増加していません。引き続き、緑化計画書制度や屋上緑化・壁面緑化助成制度等により地上部緑化、屋上緑化、壁面緑化の増加を図ります。				

基本方針6 環境保全に向けた多様な主体の行動と協働の推進

暮らし、働き続けることができる良好な環境を保全していくため、区民、事業者をはじめとする多様な主体が、環境問題を自らの問題として認識し、環境保全に向けた行動を実践していくことを推進します。

成果目標					
指標	基準値 (記載がないものは平成 29 (2017) 年度見込)	令和 2 (2020) 年度 (目標)	<a> 評価対象年度 (平成 30 (2018) 年度) の実績	 評価対象年度 の目標値	<a と b の比較> 目標に 対する 進捗状況
成果目標 6.1 区民の環境保全に対する意識が高まっている					
環境学習 参加者数	12, 425 人	17, 525 人	13, 618 人	14, 125 人	
	目標達成に向けた進捗状況や課題等				
	台風等の影響により一部の環境学習が中止になる等で、目標達成には到りませんでしたが、区民の環境保全に対する意識が高まっているといえます。今後も引き続き目標を達成できるよう継続的な周知が必要です。				
成果目標 6.2 区が積極的に省エネルギー等の行動により二酸化炭素排出量の削減を推進している					
平成 24 (2012) 年 度～26 (2014) 年 度の平均を 基準とする 区有施設の 面積当たり の二酸化炭 素排出量の 削減率	4 %削減	10%削減	0. 8%削減	6 %削減	
	目標達成に向けた進捗状況や課題等				
	平成 28 (2016) 年 3 月に策定した「第 4 次港区環境率先実行計画」(計画期間：平成 28 (2016) 年度～令和 2 (2020) 年度) では『区有施設の面積当たりの二酸化炭素排出量について、平成 24 (2012) 年度から平成 26 (2014) 年度までの平均から 10%削減、毎年 2 %以上の削減を目指す。』としています。平成 30 (2018) 年度の削減率は 0. 8%であり、今後の削減目標達成に向けては、施設の照明の L E D 化等の設備機器の改修・更新に一層取り組む必要があります。				

3-2 施策の取組状況

基本方針1 安心して暮らせる低炭素・省エネルギー社会の実現

施策1-1 家庭や職場における省エネルギーの推進

取組① 家庭における省エネルギーの推進

具体的な取組	平成 30 (2018) 年度取組状況	(参考) 平成 29 (2017) 年度取組状況
区民に対する省エネルギー啓発	- パンフレット（家庭の省エネハンドブック）やホームページでの普及啓発 - 省エネルギーセミナーの実施：6 回（161 人参加） - エコライフ・フェアMINATO：20 団体出展、来場者約 4,000 人	- パンフレット（家庭の省エネハンドブック）やホームページでの普及啓発 - 省エネルギーセミナーの実施：6 回（165 人参加） - エコライフ・フェアMINATO：20 団体出展、来場者約 2,800 人
みなとエコチャレンジの推進	参加者数：590 世帯	参加者数：522 世帯
区民、集合住宅管理組合向け創エネルギー・省エネルギー機器等設置費助成	- 太陽光発電システム 5 件（0 件） - 蓄電システム 6 件（－） - エネファーム 13 件（－） - 日射調整フィルム 33 件（1 件） - 高断熱サッシ 464 件（5 件（428 戸）） - 人感センサー付照明 2 件（2 件） - 高反射率塗料等 10 件（2 件） ※（ ）は管理組合の件数で、内数	- 太陽光発電システム 9 件（0 件） - 太陽熱温水器 0 件（0 件） - 太陽熱ソーラーシステム 1 件（0 件） - 蓄電システム 0 件（－） - エコウィル 0 件（－） - エネファーム 24 件（－） - 日射調整フィルム 37 件（0 件） - 高断熱サッシ 129 件（2 件（70 戸）） - 人感センサー付照明 6 件（6 件） - 高反射率塗料等 20 件（5 件） ※（ ）は管理組合の件数で、内数

取組② 職場における省エネルギーの推進

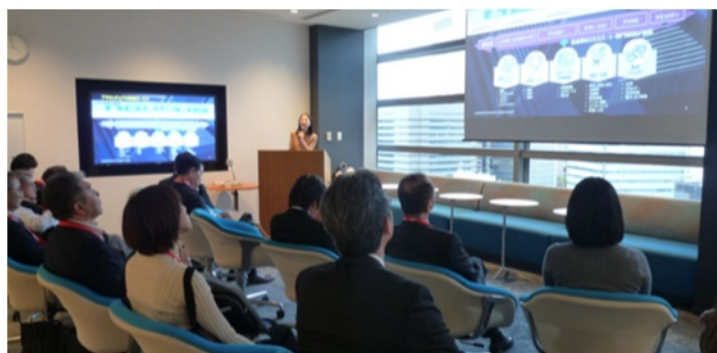
具体的な取組	平成 30 (2018) 年度取組状況	(参考) 平成 29 (2017) 年度取組状況
事業者に対する省エネルギー啓発	事業者向け省エネルギーセミナー：4 回（63 人参加）	事業者向け省エネルギーセミナー：7 回（82 人参加）
事業者向け創エネルギー・省エネルギー機器等設置費助成 [29 (2017) 年度の場合] 事業者向け新エネルギー・省エネルギー機器等設置費助成	- 太陽光発電システム 0 件 - 日射調整フィルム 2 件 - 事業所用高効率空調機器 31 件 - 省エネルギー診断結果に基づく設備改修 8 件 - 高反射率塗料等 3 件	- 太陽光発電システム 1 件 - 太陽熱温水器 0 件 - 太陽熱ソーラーシステム 0 件 - エコウィル 0 件 - エネファーム 0 件 - 日射調整フィルム 6 件 - 事業所用高効率空調機器 50 件 - 省エネルギー診断結果に基づく設備改修 6 件 - 高反射率塗料等 5 件

具体的な取組	平成 30（2018）年度取組状況	（参考）平成 29（2017）年度取組状況
中小ビル省エネ取組の推進 [29（2017）年度の場合] ビルオーナーやテナント による省エネの取組支援	中小規模事業所に省エネ相談員を派遣し、それぞれの事業所の実態にあわせた、きめ細やかな支援を実施 ・省エネ相談員派遣事業所 17 件	中小規模事業所に省エネ相談員を派遣し、それぞれの事業所の実態にあわせた、きめ細やかな支援を実施 ・省エネ相談員派遣事業所 5 件



▼事業者向け省エネルギーセミナー

（平成 30（2018）年 12 月 アクセンチュア（株）本社）



▲平成 30（2018）年度創エネルギー・省エネルギー機器等 設置費助成パンフレット

施策 1－2 エネルギーを効率的・安定的に利用する建築物の整備とまちづくり

取組① 建築物等の環境性能の向上

具体的な取組	平成 30（2018）年度取組状況	（参考）平成 29（2017）年度取組状況
港区民間建築物低炭素化促進制度の推進	・低炭素化計画書届出 9 件 ・低炭素化工事完了届出 5 件	・低炭素化計画書届出 8 件 ・低炭素化工事完了届出 5 件

取組② 低炭素まちづくりの推進

具体的な取組	平成 30（2018）年度取組状況	（参考）平成 29（2017）年度取組状況
エネルギーの面的管理・利用の促進 [29 年度の場合]低炭素まちづくりの推進	・エネルギーの面的利用を導入する開発事業における自立分散型エネルギー（コージェネレーションシステム等）の導入施設 3 施設 ・低炭素まちづくりをより一層推進するため、駐車機能集約化に係る検討を進め、「港区低炭素まちづくり計画」を改定し、駐車機能集約区域を 2 地区定めた。	「港区低炭素まちづくり計画」に基づく施策を着実に推進するため、担当部署への進捗状況調査を行い、庁内課長級で構成する策定委員会及び区民・学識経験者・民間企業・行政代表で構成する推進協議会において報告、意見聴取を行った。 ・推進委員会 1 回開催 ・推進協議会 1 回開催

取組③ 環境に配慮した交通手段の普及促進

具体的な取組	平成 30（2018）年度取組状況	（参考）平成 29（2017）年度取組状況
公共交通の利用促進 [29（2017）年度の場合] ちいばすの利用促進	・ちいばすの利用者数 4,085,460 人/年度 ・お台場レインボーバスの利用者数 782,449 人/年度 ・ちいばすの電気自動車導入台数 4 台	・ちいばすの利用者数 3,950,453 人/年度
クリーンエネルギー自動車の普及啓発 [29（2017）年度の場合] 次世代自動車の普及・啓発及び電気自動車等用充電設備導入費助成	・区ホームページでの広報周知、エコライフ・フェアMINATOや区民まつりでの次世代自動車の展示を通じた普及啓発 ・普通充電設備設置費助成申請件数 0 件 ・急速充電設備設置費助成申請件数 0 件 ・燃料電池自動車導入費助成 5 件	・区ホームページでの広報周知、エコライフ・フェアMINATOや区民まつりでの次世代自動車の展示を通じた普及啓発 ・普通充電設備設置費助成申請件数 0 件 ・急速充電設備設置費助成申請件数 0 件
自転車の利用促進 [29（2017）年度の場合] 自転車の利用促進走行空間の整備及び自転車シェアリングの推進	【自転車走行空間の整備】 ・ナビマーク、ナビラインの設置 約 2,700m 【自転車シェアリングの利用推進】 芝地区 36 か所 麻布地区 16 か所 赤坂地区 20 か所 高輪地区 5 か所 芝浦港南地区 25 か所 合計 102 か所 平成 28（2016）年 2 月 1 日から「自転車シェアリング事業における相互協力に関する基本協定書」を締結した港区、千代田区、中央区及び江東区で広域相互乗り入れを開始、平成 28（2016）年度には、新宿区、文京区が、平成 29（2017）年度には、渋谷区、平成 30（2018）年度には、品川区、大田区が相互乗り入れに加わりました。	【自転車走行空間の整備】 ・ナビマーク、ナビラインの設置 約 3,000m 【自転車シェアリング利用状況】 ・1 回会員 24,542 人 ・月額会員 1,466 人 ・法人会員 419 社 ・一日パス 899 枚 ・利用回数 1,101,935 回

取組④ 区有施設における対策の推進

具体的な取組	平成 30（2018）年度取組状況	（参考）平成 29（2017）年度取組状況
区有施設における環境性能の向上と省エネルギー運用の推進 [29（2017）年度の場合] 区有施設における環境性能の向上と省エネ運用の推進及び道路・公園等のLED照明による低炭素化や省エネ対策	【継続的な省エネルギー運用】 ・エネルギー管理標準作成支援 3 施設 ・エネルギー管理標準運用支援 3 施設 【低炭素化・省エネルギー対策】 ・水銀灯からLEDへの変更 102 基	・エネルギー管理標準作成支援 1 施設 ・エネルギー管理標準運用支援 2 施設 ・水銀灯からLEDへの変更 5,112 基

施策１－３ 広域的なネットワークの活用等による地球温暖化対策の推進

取組① 国産木材の活用促進

具体的な取組	平成 30（2018）年度取組状況	（参考）平成 29（2017）年度取組状況
区有施設、民間建築物における国産木材活用促進 [29（2017）年度の場合] 区有施設の国産木材活用促進及び民間建築物の国産木材活用促進	【みなとモデル二酸化炭素固定認証制度】 ・区有施設の認証件数 1 件 ・民間建築物の認証件数 19 件 ・テナント認証件数 4 件	【みなとモデル二酸化炭素固定認証制度】 ・区有施設の認証件数 2 件 ・民間建築物の認証件数 24 件 ・テナント認証件数 1 件
区と協定自治体とのネットワークの強化	【協定自治体との情報交換と交流】 協定自治体の担当者的会議を開催し、取組実績や事業計画等を審議する他、各自治体の取組情報の交換 【協定自治体の豊かな自然等の区民への紹介】 エコプラザ、商工会館において、協定自治体の特産品・観光情報等を紹介するPR展示を実施 ・巡回展示（希望する自治体のみ） 【エコプラザ】 7 月～2 月 【商工会館】 7 月～2 月	エコプラザ、商工会館等において、協定自治体の特産品・観光情報等を紹介するPR展示を実施 ・巡回展示（希望する自治体のみ） 【エコプラザ】 6 月～2 月 【商工会館】 7 月～1 月 ・みなと森と水会議のプログラムのひとつとして展示 【エコプラザ】 10/13～10/20

取組② 全国連携による再生可能エネルギー導入

具体的な取組	平成 30（2018）年度取組状況	（参考）平成 29（2017）年度取組状況
全国地方自治体との連携による再生可能エネルギーの導入促進 [29（2017）年度の場合] 区有施設への先進的な環境技術の導入検討	【区有施設の再生可能エネルギー活用（再掲）】 ・全国地方自治体との連携による再生可能エネルギー導入施設 8 施設 区民向け普及・啓発 2 回	スマートエネルギーネットワークを始めとした先進技術の導入を検討

取組③ 先進技術の導入

具体的な取組	平成 30（2018）年度取組状況	（参考）平成 29（2017）年度取組状況
水素エネルギー等の普及に向けた取組促進 [29（2017）年度の場合] 区有施設への最新の省エネルギー・新エネルギーの積極的な導入や運用	【水素エネルギーの普及促進・普及啓発】 ・エネルギー施設見学会 2 回 【水素を活用した省エネ機器助成（再掲）】 ・エネファーム 13 件 ・燃料電池自動車導入費助成 5 件	新築数 1 件



◀協定自治体 PR 展示（ちいき百貨展）
（平成 30（2018）年 11 月 エコプラザ）

施策 1－4 気候変動への適応策及びヒートアイランド対策の推進

取組① 適応策に関する普及啓発

具体的な取組	平成 30（2018）年度取組状況	（参考）平成 29（2017）年度取組状況
打ち水の普及促進 [30（2018）年度の場合] 打ち水の実施	・打ち水日和 in 芝公園（mecc との共催）1 回（延 49 人参加） ・mecc 打ち水大作戦 3 回（延 308 人参加） ・区有施設等での実施 13 施設	・打ち水日和 in 芝公園 ・mecc 打ち水大作戦 4 回（うち 2 回は雨天のため中止、延 220 人参加） ・区有施設等での実施 18 施設
気候変動の影響への対策に関する普及・啓発	・区ホームページ、ポスター・リーフレットによる熱中症予防に関する普及・啓発を実施（環境課） ・熱中症を衣・食・住で防ごう 熱中症にならないくらしの工夫のリーフレットの配布（高齢者支援課） ・区ホームページ、ポスター、乳幼児向けリーフレット、成人向けリーフレットの配布や、新聞折込ちらしの配布による熱中症予防に関する普及・啓発を実施（健康推進課） ・各施設や保護者に対して、児童施設等災害時緊急メールによる熱中症予防に関する普及・啓発を実施（子ども家庭課）	—



▲打ち水の様子
（平成 30（2018）年 7 月 20 日、区立芝公園）

取組② 緑化によるヒートアイランド現象緩和と二酸化炭素吸収

具体的な取組	平成 30（2018）年度取組状況	（参考）平成 29（2017）年度取組状況
民間建築物の緑化などの誘導	【緑化指導・誘導】 ・屋上、壁面緑化を実施した緑化計画書受付数 60 件 ・屋上緑化助成申請数 3 件 【公園整備による緑の保全・創出】 平成 30（2018）年度は設計のみで、整備は行っていません。	・高反射率塗料等助成件数 25 件（再掲） ・屋上、壁面緑化を実施した緑化計画書受付数 58 件 ・屋上緑化助成申請数 1 件
緑のカーテンプロジェクトの推進	・緑のカーテン設置 69 施設 ・苗の配布数 5,000 株 ・緑のカーテン講習会 6 回	・緑のカーテン設置 71 施設 ・緑のマット設置 14 施設 ・苗の配布数 5,000 株

取組③ 熱をためにくいまちづくり

具体的な取組	平成 30（2018）年度取組状況	（参考）平成 29（2017）年度取組状況
遮熱性塗装等の推進	【道路の整備】 ・保水性舗装 1,013 m ² ・遮熱性舗装 7,518 m ² 合計 8,531 m ² 施工 【保水性舗装の効果を高める取組】 ・散水車による路面散水 ・沿道住民と協力した打ち水	・保水性舗装 4,160 m ² ・遮熱性舗装 8,040 m ² 合計 12,200 m ² 施工
クールスポットの整備	ミストを活用したクールスポットの設置 2 か所 ・新橋駅西口広場 ・お台場レインボー公園	—

取組④ 集中豪雨による被害の軽減

具体的な取組	平成 30（2018）年度取組状況	（参考）平成 29（2017）年度取組状況
雨水流出抑制施設の設置促進	93 件(抑制量合計 7,082 m ³)の指導を実施	124 件(抑制量合計 9,391 m ³)の指導を実施
気象情報等の区民等への提供	気象庁が発表する気象警報や区の水位・雨量計観測値に基づく注意情報を「防災情報メール」及び「港区防災アプリ」で発信しました。	—



▲緑のカーテン講習会
(平成 30 (2018) 年
5 月 16 日、男女平等
参画センター)

▼お台場レインボ
ー公園に整備した
クールスポット
(平成 30 (2018)
年度設置)



▲港区役所正面玄
関の緑のカーテン
(平成 20 (2008)
年度から実施)



基本方針 2 協働による循環型社会の形成

施策 2-1 ごみを出さないライフスタイル・ビジネススタイルの意識の醸成

取組① 普及・啓発、情報提供

具体的な取組	平成 30 (2018) 年度取組状況	(参考) 平成 29 (2017) 年度取組状況
3 R 関連の情報提供の充 実 [29 (2017) 年度の場合] 3 R の意識の醸成に向け た普及・啓発	【区民向け】 エコライフ・フェアMINATO、み なと区民まつり、3 R 推進月間、みな とごみ 0 ハッピー大作戦等において、 区のごみの減量及びリサイクルを推進 するためブース出展やパネル展示、資 源回収、講演会など、区民等への普及 啓発事業を実施した。また、区広報や ホームページのほか、ごみ分別アプリ を用いて啓発を行った。みなと区民ま つりでは、区内在学の大学生の協力を 得て、一部店舗でのリユース食器の活 用及びその啓発を実施した。 ・区民向けイベント実施 20 回 【事業者向け】 事業者の 3 R 意識の向上を目的とし て、3 R 推進月間、みなとごみ 0 ハッ ピ大作戦においてパネル展示会を開 催。参加事業者を募集し、各事業者に おける 3 R の先進的な取組等を紹介し ており、平成 30 (2018) 年度は 23 団体 が参加。 ・事業者向けイベント実施 2 回	【区民向け】 エコライフ・フェアMINATO、み なと区民まつり、3 R 推進月間、みな とごみ 0 ハッピー大作戦等において、 区のごみの減量及びリサイクルを推進 するためブース出展やパネル展示、資 源回収、講演会など、区民等への普及 啓発事業を実施した。また、みなと区 民まつりでは、区内在学の大学生の協 力を得て、参加模擬店でのリユース食 器の活用事業を実施した。 ・区民向けイベント実施 20 回 【事業者向け】 事業者の 3 R 意識の向上を目的とし て、3 R 推進月間、みなとごみ 0 ハッ ピ大作戦においてパネル展示会を開 催。参加事業者を募集し、各事業者に おける 3 R の先進的な取組等を紹介し ており、平成 29 (2017) 年度は 24 団体 が参加。 ・事業者向けイベント実施 2 回

具体的な取組	平成 30（2018）年度取組状況	（参考）平成 29（2017）年度取組状況
拡大生産者責任徹底への取組	容器包装リサイクル制度について、収集運搬費など自治体の大きな負担となっている現行制度を見直し、事業者責任の強化、明確化を図ること、市民が分別・協力しやすい制度となるよう容器包装を含めたプラスチック製品全般を容器包装リサイクル制度の対象とするなど市民にわかりやすい素材別の分別の促進と資源の有効利用を図ること、循環型社会の形成に向け、リサイクルよりも発生抑制・再使用を優先させ、リターナブル容器の使用を増やすよう販売店での引取りの義務化を行うこと等について、区が加盟する「全国都市清掃会議」を通じて平成 30（2018）年 7 月 31 日付で国に対して要望した。	容器包装リサイクル制度において、収集運搬費、圧縮・梱包等の中間処理費、住民に対する周知啓発費など自治体に大きな負担のかかる現行制度を見直し、事業者責任の強化・明確化を図り自治体の負担を軽減することについて、全国の区市町村や清掃一部事務組合等が加盟する「公益社団法人全国都市清掃会議」を通じて、平成 29（2017）年 7 月 27 日付けで国に対し要望した。
東京 2020 大会の開催における 3 R 推進への支援 [29（2017）年度の場合] オリンピック・パラリンピック競技大会の開催における、関係機関等への働きかけ	東京都と 23 区が「今後の資源循環施策に関する区市町村と都との共同検討会」（以下「共同検討会」という。）を設置し、その中で東京 2020 大会を見据え、「リユースカップなどイベントでの持続可能な資源利用のための仕組みづくり」について、平成 30（2018）年度に引き続き検討を行い、ガイドライン（方針）を策定して、検討を終了した。	東京都と 23 区が「今後の資源循環施策に関する区市町村と都との共同検討会」（以下「共同検討会」という。）を設置し、その中で東京 2020 大会を見据え次の事項について検討を行った。 （１）リユースカップなどイベントでの持続可能な資源利用のための仕組みづくり（平成 30（2018）年度も継続して検討を実施する。） （２）街の美化対策及び公共空間におけるごみ箱の統一ラベルや分別ルールづくりについて、共同検討会のメンバーも参加した環境省検討会の報告を踏まえ、環境省は「大規模イベントにおけるごみ分別ラベル作成ガイドンス」を 10 月に策定
食品廃棄物・食品ロス削減の普及・啓発	食品ロス削減に向けた普及・啓発 【主な取組】 「食品ロス」の現状や、「食品ロス」を削減するための具体的な取組や事例を紹介し、「食品ロス」の削減に向けて、区民及び事業者が主体的に取り組みするための支援を目的に、食品ロス削減フォーラム実施した。 【その他取組】 ・エコライフ・フェアMINATO、みなと区民まつりでのパネル啓発 ・フードドライブの実施 1 回	—



▲みなと区民まつりの3R推進行動会議のブース
(平成30(2018)年10月6日～7日
みなと区民まつり増上寺エリア)



▲みなとごみ^{ゼロ}0ハッピー大作戦！パネル展示会
(平成31(2019)年2月3日～12日
エコプラザ)



▲ごみ分別アプリを用いた情報提供

取組② 発生抑制のための仕組みづくり

具体的な取組	平成30(2018)年度取組状況	(参考)平成29(2017)年度取組状況
港区3R推進行動会議や自主的取組推進団体への支援等 [29(2017)年度の場合] 「港区3R推進行動会議」や自主的取組推進団体への支援	【3Rの普及に向けた取組】 ・区民向け学習会、事業者向けセミナー、みなとごみ0ハッピー大作戦等の普及啓発事業を実施した。 ・港区3R推進行動会議の開催 4回 ・港区3R実践部会の開催 2回 ・啓発事業開催 20回 【3R普及に取り組む団体との連携や活動支援】 ・資源の集団回収実践団体の活動や、区民団体、NPO法人の活動等を、パネル展で紹介している。 ・戸板女子短期大学と連携して事業を実施している。	みなとクリーンプラン21(第2次)に掲げるごみ量の削減目標の達成に向け、「港区3R推進行動計画」を定め、区民向け学習会、事業者向けセミナー、みなとごみ0ハッピー大作戦等の普及啓発事業を実施した。 ・行動会議開催 6回 ・啓発事業開催 22回 資源の集団回収実践団体の活動を、パネル展で紹介している。

具体的な取組	平成 30（2018）年度取組状況	（参考）平成 29（2017）年度取組状況
事業者におけるごみ減量化の促進	【優良事業者表彰】 立入調査の実施事業者の中から、他者に誇れる模範的で優れた取組を行っている事業者を優良事業者として表彰した。 ・30 年度表彰件数 事業用延床面積 5,000 ㎡以上：3 件 【エコショップ表彰】 ごみの減量化・リサイクル活動に積極的に取り組む区内の小売店舗を「みなとエコショップ」として認定し、店舗紹介や取組内容を区ホームページ等で紹介した。さらに、認定店の中からより優れた取組を行っている小売店舗をごみ減量優良エコショップとして表彰した。 ・認定数延 101 件 ・優良表彰 5 件	【優良事業者表彰】 立入調査の実施事業者の中から、他者に誇れる模範的で優れた取組を行っている事業者を優良事業者として表彰した。 ・29 年度表彰件数 事業用延床面積 5,000 ㎡以上：3 件 事業用延床面積 1,000 ㎡以上 5,000 ㎡未満：1 件 【エコショップ表彰】 ごみの減量化・リサイクル活動に積極的に取り組む区内の小売店舗を「みなとエコショップ」として認定し、店舗紹介や取組内容を区ホームページ等で紹介した。さらに、認定店の中からより優れた取組を行っている小売店舗をごみ減量優良エコショップとして表彰した。 ・認定数延 88 件 ・優良表彰 6 件
家庭系ごみ量の「見える化」事業	平成 30（2018）年度は、事業の効果について P R するとともに、平成 29（2017）年度までに「見える化」事業を実施した集積所・集合住宅等を対象に、フォローアップとして、再度、可燃ごみを計量し、効果検証を行っています。 ・対象集積所 1 件	2 か月間のうち、前半の 1 か月間は通常どおり、後半の 1 か月間は生ごみの水切り等をしてからごみを出すと同時に分別の徹底等により、可燃ごみの減量に取り組むことを集合住宅 4 棟で実施していただいた。結果については、前半と後半のごみ量の比較により、生ごみの水切り等による減量効果を数値化し、広報みなとや区ホームページ等で周知した。 ※（ ）内は減量割合 ①66 世帯（約 7.2%） ②33 世帯（約 3.3%） ③35 世帯（約 10.8%） ④60 世帯（約 16.2%）

取組③ 品目別発生抑制の促進

具体的な取組	平成 30（2018）年度取組状況	（参考）平成 29（2017）年度取組状況
家庭での生ごみの堆肥化の促進 [29（2017）年度の場合] 段ボールコンポスト講習会の実施	家庭用生ごみ処理機・コンポスト容器の購入費助成 36 件 段ボールコンポスト ・小中学生の親子向け講習会 実施回数 1 回 ・出前講座 いきいきプラザ 実施回数 6 回 エコプラザ 実施回数 1 回	生ごみをたい肥化し、資源として活用することにより、ごみの減量を推進していくことを目的として、区内在住、在勤、在学者を対象とした段ボールコンポスト講習会を実施した。平成 29（2017）年度は、小中学生の親子を対象とした講習会、いきいきプラザやエコプラザと連携した出前講座を実施し、子どもから高齢者まで幅広い層への普及を図った。（11 回実施）

具体的な取組	平成 30（2018）年度取組状況	（参考）平成 29（2017）年度取組状況
事業系生ごみの発生抑制	港区食べきり協力店登録制度 認定店舗数 100 店舗 生ごみ削減・食品リサイクルに関する事業者への情報提供 ・事業者向けセミナーの開催 「30・10（さんまる いちまる）運動」の普及啓発 ・品川駅東西自由通路にある J・A D ビジョン、区有施設デジタルサイネージに啓発動画の配信 ・本庁舎、各総合支所庁舎に横断幕・懸垂幕の設置 ・清掃車 13 台に啓発マグネット貼付 ・高輪地区内の 3 大学と連携したパネル展示会の実施	—
家具等のリユースの促進	家庭で不用となった使用可能な良質な家具を無料で引き取り、簡単な清掃、修理をして港資源化センターで展示し、希望者に有償配布した。（通年） ・ 30（2018）年度来場者 4,846 人 ・ 30（2018）年度販売数 1,356 点	家庭で不用となった使用可能な良質な家具を無料で引き取り、簡単な清掃、修理をして港資源化センターで展示し、希望者に有償配布した。（通年） ・ 29（2017）年度来場者 4,983 人 ・ 29（2017）年度販売数 1,363 点



▲家具のリサイクル展（通年）



▲段ボールコンポスト出前講座の様子

施策 2-2 限りある資源の循環利用

取組① 分別排出の徹底

具体的な取組	平成 30（2018）年度取組状況	（参考）平成 29（2017）年度取組状況
分別排出の普及・啓発	「資源とごみの分別ガイドブック」の配布や「ごみ分別アプリ」等により、分別の徹底を多言語により PR した。 収集に際して、分別が徹底されていない場合は、適正排出を促すシールの貼付や、排出者を個別に訪問し、排出指導を行った。新規マンション等転入者が多い物件については管理会社等へガイドブックを配布し分別について啓発している。	「資源とごみの分別ガイドブック」の配布や「ごみ分別アプリ」等により、分別の徹底を PR した。 収集に際して、分別が徹底されていない場合は、適正排出を促すシールの貼付や、排出者を個別に訪問し、排出指導を行った。

具体的な取組	平成 30（2018）年度取組状況	（参考）平成 29（2017）年度取組状況
「優良集積所等表彰制度」の推進	資源・ごみ集積所又は集合住宅の保管場所における環境の美化やごみの減量、資源化等に積極的に取り組む区民又は団体を表彰した。 ・平成 30（2018）年度表彰件数 集積所 0 件、保管場所 3 件 優良集積所等の取組については、広報みなどや区ホームページで広く紹介した。	資源・ごみ集積所又は集合住宅の保管場所における環境の美化やごみの減量、資源化等に積極的に取り組む区民又は団体を表彰した。 優良集積所等の取組については、広報みなどや区ホームページで広く紹介した。 ・平成 29（2017）年度表彰件数 集積所 2 件、保管場所 1 件
事業者に対する適切な指導と普及・啓発	【立入指導】 ごみ減量・リサイクル推進のための土台作りを中心に立入指導を実施した。具体的手法として①ミックスペーパーの分別②古紙類を中心とした有価物売買の 2 点の取組により、処理コスト削減ができるメリットを丁寧に説明し、事業者による自主的な取組を支援した。 ・平成 30（2018）年度実績（立入指導件数）：244 件 【廃棄物管理責任者講習会】 新任の廃棄物管理責任者を対象に、廃棄物の適正処理や建物内における分別体制の構築手順等を説明する講習会を年 3 回（2 月、6 月、10 月）実施した。 ・平成 30（2018）年度実績（講習会参加者数）：第 1 回 115 名、第 2 回 45 名、第 3 回 47 名 【事業者のためのごみ減量セミナー】 紙ごみ等の減量・リサイクルに必要な知識やノウハウを提供する講演会や、リサイクル施設の見学により、事業者のリサイクル意識の醸成を図った。 ・平成 30（2018）年度実績（参加者数）：講演会 121 名、施設見学会第 1 回 23 名、第 2 回 22 名	【立入指導】 ごみ減量・リサイクル推進のための土台作りを中心に立入指導を実施した。具体的手法として①ミックスペーパーの分別②古紙類を中心とした有価物売買の 2 点の取組により、処理コスト削減ができるメリットを丁寧に説明し、事業者による自主的な取組を支援した。 ●平成 29（2017）年度実績（立入指導件数）：242 件 【廃棄物管理責任者講習会】 新任の廃棄物管理責任者を対象に、廃棄物の適正処理や建物内における分別体制の構築手順等を説明する講習会を年 3 回（2 月、6 月、10 月）実施した。 ●平成 29（2017）年度実績（講習会参加者数）：第 1 回 93 名、第 2 回 65 名、第 3 回 35 名 【事業者のためのごみ減量セミナー】 紙ごみ等の減量・リサイクルに必要な知識やノウハウを提供する講演会や、リサイクル施設の見学により、事業者のリサイクル意識の醸成を図った。 ●平成 29（2017）年度実績（参加者数）：講演会 115 名、施設見学会 26 名

取組② 資源回収の拡大

具体的な取組	平成 30（2018）年度取組状況	（参考）平成 29（2017）年度取組状況
事業系ミックスペーパー・生ごみの資源化促進 [29（2017）年度の場合] 自己処理責任による資源化の促進及び多量排出事業者に対するミックスペーパーの資源化に向けた指導や情報提供	少量排出事業者向けに「みなとエコ・オフィス町内会」や「港区オフィスリサイクルシステム」について区ホームページや「港区の清掃とリサイクル（冊子）」等で情報提供をした。 ・平成 30（2018）年度末実績（加入者数）：みなとエコオフィス町内会 162 事業者、港区オフィスリサイクルシステム 205 事業者 特に可燃ごみが多量に排出される延床面積 5,000 ㎡以上の大規模建築物を中心に、毎月 20 件程度立入指導を実施した。ミックスペーパーについての契約の見直しや容器設置、分別排出等により、ごみ減量及び処理コスト削減に繋がる点を説明し、ミックスペーパーを中心とした紙類の資源化促進を図った。 加えて、厨芥ごみの廃棄が多い建築物へは水切りの指導と食品リサイクル導入を促進するための情報提供を行った。また、ごみ減量優良事業者等表彰受賞事業者の取組事例の紹介とともに、事業用大規模建築物データファイルや適正処理ハンドブック等の配布により情報提供を実施した。	事業者の自己処理責任による資源リサイクルを円滑に進めるため、少量排出事業者向けに「みなとエコ・オフィス町内会」や「港区オフィスリサイクルシステム」について区ホームページや「港区の清掃とリサイクル（冊子）」等で情報提供をした。 ●平成 29（2017）年度末実績（加入者数）：みなとエコオフィス町内会 160 事業者、港区オフィスリサイクルシステム 180 事業者 特に可燃ごみが多量に排出される延床面積 5,000 ㎡以上の大規模建築物を中心に、毎月 20 件～25 件程度立入指導を実施した。ミックスペーパーについての契約の見直しや容器設置、分別排出等により、ごみ減量及び処理コスト削減に繋がる点を説明し、ミックスペーパーを中心とした紙類の資源化促進を図った。また、ごみ減量優良事業者等表彰受賞事業者の取組事例の紹介とともに、事業用大規模建築物データファイルや適正処理ハンドブック等の配布により情報提供を実施した。
拠点回収・イベント回収の促進 [29（2017）年度の場合] 資源回収の拡大	【拠点回収の推進】 平成 30（2018）年度に新たに回収を始めた品目は無し。東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の金・銀・銅メダルを作る「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」の周知が浸透し、使用済み小型家電の回収量は、平成 29（2017）年度と比べて 41%増加した。 また、古着の回収量も年々増加しており、平成 29（2017）年度と比べて 15%増加した。 【イベント回収の実施】 イベント開催時等の機会を利用し、使用済み小型家電製品や古着、ふとん、廃食用油の回収を行い、資源化を実施した。 ・平成 30（2018）年度実施回数 4 回 【協力事業者による回収の実施】 平成 30（2018）年 12 月 1 日から、家庭の不用パソコンについて、小型家電リサイクル法の認定事業者であるリネットジャパン(株)と協定を結び、無料で自宅から回収する取組を開始した。	【拠点回収】 平成 29（2017）年度に新たに回収を始めた品目は無し。平成 29（2017）年 3 月 27 日から区も参加している使用済み小型電化製品から東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の金・銀・銅メダルを作る「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」について、エコライフ・フェアMINATOやみなと区民まつりに回収ボックスを設置して、周知を行った。 【ピックアップ回収】 平成 29（2017）年度に新たに回収を始めた品目は無し。平成 28（2016）年度と比べて、不燃ごみに含まれる金属類等の回収量は横ばいであったが、粗大ごみからピックアップ回収した金属類は約 8%、木製粗大ごみは約 10%回収量が増加した。

具体的な取組	平成 30（2018）年度取組状況	（参考）平成 29（2017）年度取組状況
不燃ごみ・粗大ごみ中の金属等、木製粗大ごみの資源化 [29（2017）年度の場合] 木製粗大ごみの資源化	金属等の資源を手作業で選別するピックアップ回収、木製粗大ごみの資源化を継続し、再資源化量は、平成 29（2017）年度は 340 t であったが、平成 30（2018）年度は 396 t に増加した。	平成 28（2016）年度より再資源化を実施。再資源化量は、平成 28（2016）年度は 305 t であったが、平成 29（2016）年度は 340 t に増加した。
集団回収の促進	・参加団体の拡大に向けて、「集団回収の手引き」の作成、資源回収業者に関する情報提供、町会・自治会・管理会社や P T A などへの働きかけなどを継続して行い、資源回収量は 5,850,968k g となった。 ・平成 30（2018）年 7 月 1 日から、中小企業基本法上の小規模企業者が排出する古紙（産業廃棄物を除く）も回収対象とした。	区では、集団回収を実施している団体に対して、報奨金や補助用具の支給等の支援を行っている。また、参加団体の拡大に向けて、「集団回収の手引き」の作成、資源回収業者に関する情報提供、町会・自治会・管理会社や P T A などへの働きかけなどを行っている。 ・資源回収量 6,019,414k g

施策 2－3 ごみの適切で効率的な収集・運搬・処理

取組① 適切で効率的な収集・運搬

具体的な取組	平成 30（2018）年度取組状況	（参考）平成 29（2017）年度取組状況
効率的な収集・運搬 [29（2017）年度の場合] 適切で効率的な収集・運搬	集積所情報が登録された業務管理システム（地図情報システム）をより効果的に運用できるよう、集積所の詳細な基礎情報の追加登録や最新情報への更新を進めている。	集合住宅の建設等に伴う人口増による収集量の増加や曜日による排出量の偏り、不燃ごみの発火による車両火災などの課題を解決し、区民サービスの向上及び清掃事業の効率化を図るため、人員や機材、収集ルート等の見直しを行い、平成 27（2015）年 3 月 30 日から収集体制を変更した。平成 30（2018）年 4 月 2 日からは、大規模集合住宅の不燃ごみ収集について、ごみを圧縮しないタイプの車両に変更した。
地域や区民等の特性に対応した収集・指導	【区民等の特性に対応した収集や指導】 「資源とごみの分別ガイドブック」の配布や広報みなど等による情報提供やふれあい班による排出指導、店舗に対する一般廃棄物収集運搬業者による収集への移行の促進、粗大ごみの運び出し収集、粗大ごみの持込の受入れを実施した。 【緊急時対応の備え】 戸別訪問収集担当職員の普通救命技能認定証の取得 有資格者 29 人	「資源とごみの分別ガイドブック」の配布や広報みなど等による情報提供やふれあい班による排出指導、店舗に対する一般廃棄物収集運搬業者による収集への移行の促進、粗大ごみの運び出し収集、粗大ごみの持込の受入れを実施した。また、戸別訪問収集の担当職員に普通救命技能認定証を取得させている。

取組② 適正な処理

具体的な取組	平成 30（2018）年度取組状況	（参考）平成 29（2017）年度取組状況
事業系ごみの適正処理 [29（2017）年度の場合] 「排出者責任」の考え方に基づいた事業系ごみの適正処理	ふれあい班が、区収集を利用する少量排出事業者に対し、きめ細かな対応が可能な一般廃棄物収集運搬業者の利用への移行を働きかけた。一般廃棄物処理業者については、許可更新時の立入検査を中心に適正処理の指導等を実施した。	ふれあい班が、区収集を利用する少量排出事業者に対し、きめ細かな対応が可能な一般廃棄物収集運搬業者の利用への移行を働きかけた。一般廃棄物処理業者については、許可更新時の立入検査を中心に適正処理の指導等を実施した。
プラスチックリサイクルによる環境負荷低減	区民及び少量排出事業者が排出する容器包装プラスチック及び製品プラスチックのリサイクルを実施した。また海洋プラスチックごみに対する取組の一環として、環境省発信の「プラスチック・スマートキャンペーン」に参加し啓発を実施。 ・容器包装プラスチック 1, 423, 440kg ・製品プラスチック（自治体独自処理分の容器包装プラスチックも含む。） 629, 280kg	区民及び少量排出事業者が排出する容器包装プラスチック及び製品プラスチックのリサイクルを実施した。 ・容器包装プラスチック 1, 598, 380kg ・製品プラスチック（自治体独自処理分の容器包装プラスチックも含む。） 534, 260kg
有害物質等の適正排出・処理の推進及びあり方の検討 [29（2017）年度の場合] 適切な中間処理と最終処分	水銀を使用した製品（体温計、血圧計等）については、区民からの申出により直接自宅から回収する等、清掃工場への適正搬入と事故防止に努めた。（医療機関で使われていた水銀式血圧計 1 本の混入で停止すると言われているが、港清掃工場は操業開始以来、水銀混入による稼働停止は 1 件も無い。）また、港清掃工場が平成 30（2018）年度にごみの焼却で発電した電力量は 115, 505, 470 キロワットアワー（速報値）で、標準的な世帯の年間電力使用量に換算すると約 3 万 2 千世帯分（1 世帯あたり年 3, 600 キロワットアワーとして計算）に達した。 この他、最終処分場の延命化策については、東京二十三区清掃一部事務組合で、焼却灰をセメント化する実証を行い、港清掃工場の焼却灰についても 6, 527 t をセメントの原料に再生した。	水銀を使用した製品（体温計、血圧計等）については、区民からの申出により直接自宅から回収する等、清掃工場への適正搬入と事故防止に努めた。（医療機関で使われていた水銀式血圧計 1 本の混入で停止すると言われているが、港清掃工場は操業開始以来、水銀混入による稼働停止は 1 件も無い。）また、港清掃工場が平成 29（2017）年度にごみの焼却で発電した電力量は 120, 018, 260 キロワットアワー（速報値）で、標準的な世帯の年間電力使用量に換算すると約 3 万 3 千世帯分（1 世帯あたり年 3, 600 キロワットアワーとして計算）に達した。 この他、最終処分場の延命化策については、東京二十三区清掃一部事務組合で、焼却灰をセメント化する実証を行い、港清掃工場の焼却灰についても 2, 659 t をセメントの原料に再生した。 水銀を使用した製品（体温計、血圧計等）については、昨年度に引き続き区民からの申出により直接自宅から回収する等、清掃工場への適正搬入と事故防止に努めている。（医療機関で使われていた水銀式血圧計が 1 本混入したら停止すると言われてい

		るが、港清掃工場は操業開始以来、水銀混入による稼働停止は1件も無い。）また、港清掃工場が28年度にごみの焼却で発電した電力量は99,450,830キロワットアワーで、標準的な世帯の年間電力使用量に換算すると約2万8千世帯分（1世帯あたり年3,600キロワットアワーとして計算）になっている。 この他、最終処場の延命化策については、東京二十三区清掃一部事務組合で、焼却灰をセメント化する実証を行い、港清掃工場の焼却灰についても1,238.27tをセメントの原料に再生している。
災害廃棄物対策の検討	特別区災害廃棄物処理対策ガイドラインに基づき、東京二十三区清掃一部事務組合（東京区政会館）と23区の清掃所管部署に、災害発生時に使用するMCA無線を平成30（2018）年度に設置した。発災後、固定電話が使用できないような状況でも、災害廃棄物の効率的な処理を推進するため、道路の被災状況等の情報の共有や、清掃工場への搬入調整等に活用する。	—

取組③ 適正排出の促進と不法投棄の防止

具体的な取組	平成30（2018）年度取組状況	（参考）平成29（2017）年度取組状況
ごみの不法投棄の防止及び地域清掃活動への支援 [29（2017）年度の場合] ごみの不法投棄の防止	不法投棄の防止のため、ふれあい班によるパトロール実施を継続した。六本木地域の環境美化に関し、六本木地区安全安心まちづくり推進会議の活動に協力した。	ふれあい班がパトロールを実施し、不法投棄の防止を図っている。また、必要に応じて所轄警察署とも連携し対応している。



▲不法投棄のあった資源・ごみ集積所を調査する職員

基本方針3 健康で安全に暮らすことのできる生活環境の保全

施策3-1 良好な大気環境の保全

取組① 大気汚染の防止

具体的な取組	平成 30（2018）年度取組状況	（参考）平成 29（2017）年度取組状況
低公害車等の普及とエコドライブ等の啓発・促進 [29（2017）年度の場合] 低公害車の普及とエコドライブ・アイドリングストップの啓発・促進及び庁有車の低公害車への転換	・大気汚染防止推進月間にあわせ、広報みなとでアイドリングストップを周知 ・低公害車等購入を推進 ・庁有車のクリーンエネルギー自動車化を推進	・大気汚染防止推進月間にあわせ、広報みなとでアイドリングストップを周知 ・自動車適正配置による自動車の削減及び低公害車等購入を推進

取組② 大気環境の監視測定

具体的な取組	平成 30（2018）年度取組状況	（参考）平成 29（2017）年度取組状況
大気、騒音・振動等の監視 [29（2017）年度の場合] 大気、騒音・振動等の環境監視体制の充実	各環境測定局に設置している測定装置について定期的な点検を実施し、測定結果の精度維持に努めた。	各環境測定局に設置している測定装置について定期的な点検を実施し、測定結果の精度維持に努めた。
測定結果の情報提供 [29（2017）年度の場合] 大気、騒音・振動等測定結果の適切な情報提供の実施	PM2.5（微小粒子状物質）を含めた大気汚染物質の区内の濃度状況を、毎時区ホームページ上で更新を行い、常時公開をしている。また、道路騒音・振動等測定結果は事業概要等に掲載している。	引き続きPM2.5を含めた大気汚染物質の区内の濃度状況は毎時区ホームページ上で更新を行い、常時公開をしている。また、道路騒音・振動等測定結果は事業概要等で周知している。

施策3-2 水質の改善と水環境の向上

取組① 古川の水環境改善

具体的な取組	平成 30（2018）年度取組状況	（参考）平成 29（2017）年度取組状況
古川の浄化対策 [29（2017）年度の場合] 古川の浄化対策の推進・清流復活	・渋谷川・古川の計画送水量 0.23 m³/s（19,900 m³/日） ・流路整正工 10,600 m² ・河川清掃工（高圧洗浄） 790 m² ・河床清掃工 30,500 m² ・河川除草工 6,500 m²	・渋谷川・古川の計画送水量 0.23 m³/s（19,900 m³/日） ・流路整正工 14,900 m² ・河川清掃工（高圧洗浄） 540 m² ・河床清掃工 30,500 m² ・河川除草工 6,500 m²

取組② お台場の海等の水質改善

具体的な取組	平成 30（2018）年度取組状況	（参考）平成 29（2017）年度取組状況
お台場の海及び運河の水質改善の促進 [29（2017）年度の場合] お台場の海及び運河の水質汚濁防止に向けた取組	【お台場の海】 ・区が実施するイベントに合わせお台場海浜公園にて水質調査を実施（環境課） ・区が実施するイベントに合わせて水中スクリーンの設置及び水質調査の実施（芝浦港南地区総合支所） ・降雨により変動する水質の状況を事前に予測するシステムの構築（芝浦港南地区総合支所） ・アサリの着生促進を通じた環境学習の実施（芝浦港南地区総合支所） 【運河】 ・東京海洋大学による港南中学校生徒を対象とした「鉄炭団子を活用した運河学習」を支援（芝浦港南地区総合支所） ・運河の水環境や生物環境を普及啓発するチラシの作成（芝浦港南地区総合支所）	・区が実施するイベントに合わせお台場海浜公園にて水質調査を実施（環境課） ・お台場に水中スクリーン設置及び水質調査の実施（7月1日～30日）（芝浦港南支所） ・東京海洋大学による港南中学校生徒を対象とした「鉄炭団子を活用した運河学習」を支援（芝浦港南支所）
具体的な取組	平成 30（2018）年度取組状況	（参考）平成 29（2017）年度取組状況
お台場ふるさとの海づくり [29（2017）年度の場合] お台場ふるさとの海づくり及びアサリによる環境学習	・干潟環境体験学習 4回 ・お台場海苔づくり 12回 (海苔育成体験4回、実行委員会4回、瓦版の発行4回) ・アサリの環境学習の実施 1回	・干潟環境体験学習 3回 ・お台場海苔づくり 12回 (海苔育成体験4回、実行委員会4回、瓦版の発行4回) ・お台場海水浴2日間実施のほか実行委員会 4回 ・環境学習としてお台場海浜公園の干潟にクラムマットの敷設 ・着生、成長したアサリの水質浄化実験の実施



▲海水浴イベント「お台場プラージュ」
(お台場海浜公園)



▲干潟環境体験学習の様子
(お台場海浜公園)

取組③ 水環境の監視測定

具体的な取組	平成 30（2018）年度取組状況	（参考）平成 29（2017）年度取組状況
水質の監視測定及び測定結果の情報提供 [29（2017）年度の場合] 古川及び運河の水質調査の継続、運河における定期的なダイオキシン類調査の継続、お台場海浜公園内の水質調査及び水環境の測定結果の区民への公表	・水質の監視測定 【古川及び運河】水質調査 年 6 回（5、7、9、11、1、3 月） 【運河のダイオキシン類】水質及び底質の調査 年 1 回（9 月） 【お台場海浜公園内】水浴場水質判定基準調査 年 4 日実施、環境基準調査 年 6 日実施、雨天時調査 年 1 日 ・結果の公表 調査結果判明後、区ホームページにて結果公表	・水質の監視測定 【古川及び運河】水質調査 年 6 回（5、7、9、11、1、3 月） 【運河のダイオキシン類】水質及び底質の調査 年 1 回（9 月） 【お台場海浜公園内】水浴場水質判定基準調査 年 4 日実施、環境基準調査 年 5 日実施、雨天時調査 年 1 日 ・結果の公表 調査結果判明後、区ホームページにて結果公表
運河における簡易処理水の影響調査 [29（2017）年度の場合] 簡易処理水が運河等に排出されることによる影響の調査	年 2 日（8 月及び 9 月）の雨天時調査と比較のための晴天時調査を 1 日（7 月）実施	年 2 日（10 月及び 3 月）の雨天時調査と比較のための晴天時調査を 1 日（7 月）実施

施策 3－3 安全で快適な生活環境の確保

取組① 騒音、振動、悪臭などに対する対策の推進

具体的な取組	平成 30（2018）年度取組状況	（参考）平成 29（2017）年度取組状況
騒音・振動、悪臭などへの対策 [29（2017）年度の場合] 騒音・振動、悪臭などに対する指導の徹底と啓発の推進	各地区総合支所を中心に苦情対応を実施。苦情を事前に防ぐため、事業者が届出のため来庁した際には周辺住民に配慮するよう指導を行っている。	各地区総合支所を中心に苦情対応を実施。苦情を事前に防ぐため、事業者が届出のため来庁した際には周辺住民に配慮するよう指導を行っている。
臭気対策 [29（2017）年度の場合] 臭気対策設備設置助成の実施	排水槽（ビルピット）の管理者等への指導を実施	・実績 0 件 ※臭気対策設備設置助成は、平成 29（2017）年度末をもって終了

取組② アスベスト対策の推進

具体的な取組	平成 30（2018）年度取組状況	（参考）平成 29（2017）年度取組状況
区有施設のアスベスト対策 [29（2017）年度の場合] 区有施設のアスベスト対策の実施	区有施設でアスベスト除去を実施する際は現地にて検査を行い、業者へ指導を行った。	区有施設でアスベスト除去を実施する際は現地にて検査を行い、業者へ指導を行った。

具体的な取組	平成 30（2018）年度取組状況	（参考）平成 29（2017）年度取組状況
民間建築物のアスベスト対策 [29（2017）年度の場合] 建築物解体工事などにおけるアスベスト飛散防止対策の推進及び住宅・事業所などに対するアスベスト対策支援	・解体工事が行われる現場へのアスベストの事前確認を行い、飛散性が高いアスベスト除去が行われる場合は更に養生検査を行い、アスベストの飛散防止対策を指導した。 ・アスベストを含む建材の除去等工事及び検査に係る費用の助成実績 6 件（除去等工事 5 件、検査 1 件）	・解体工事が行われる現場へのアスベストの事前確認を行い、飛散性が高いアスベスト除去が行われる場合は更に養生検査を行い、アスベストの飛散防止対策を指導した。 ・助成実績 実績 0 件
アスベスト検診の実施	・アスベスト業務従事歴がある人等の健康相談 実績 0 件 ・区内指定医療機関での検診 実績 0 件	・実績 0 件 港区医師会に委託し、区内の 4 医療機関にて実施。受診希望者は、みなと保健所に申込み。保健所にてスクリーニングを実施後、検診対象の場合は、指定医療機関で受診する。

取組③ 有害化学物質等への対策の推進

具体的な取組	平成 30（2018）年度取組状況	（参考）平成 29（2017）年度取組状況
有害化学物質の適正管理 [29（2017）年度の場合] 有害化学物質などの適正管理の推進	・適正管理化学物質使用量等報告書の提出 30 件（東京都へ報告）	・適正管理化学物質使用量等報告書の提出 28 件（東京都へ報告）
土壌汚染対策 [29（2017）年度の場合] 事業者の土壌汚染対策に関する助言、指導	・土壌汚染状況調査報告書 3 件 ・汚染拡散防止計画書 1 件 ・汚染拡散防止措置完了届出書 3 件	・土壌汚染状況調査報告書 9 件 ・汚染拡散防止計画書 7 件 ・汚染拡散防止措置完了届出書 5 件

基本方針 4 快適で魅力ある都市環境の形成

施策 4－1 まちづくりにおける環境配慮の促進

取組① 環境アセスメントの推進

具体的な取組	平成 30（2018）年度取組状況	（参考）平成 29（2017）年度取組状況
開発事業等の環境アセスメントの推進 [29（2017）年度の場合] 区の制度の適切な運用と国や都の環境アセスメントへの意見表明の実施	・環境影響調査審査会開催 5 回 ・区アセスメントの縦覧等（調査計画書 3 件、調査書案 2 件、調査書 1 件、事後調査報告書（工事中・供用後）1 件） ・都アセスメントの縦覧等（評価書案 1 件、見解書 2 件、評価書 4 件） ・国アセスメント（案件なし）	・環境影響調査審査会開催 4 回 ・区アセスメントの縦覧等（調査計画書 2 件、調査書案 2 件、調査書 3 件） ・都アセスメントの縦覧等（調査計画書 2 件、評価書案 4 件、見解書 6 件、評価書 3 件） ・国アセスメント（案件なし）

具体的な取組	平成 30（2018）年度取組状況	（参考）平成 29（2017）年度取組状況
「港区ビル風対策要綱」の運用	・風環境対策に関する事前協議 3 件 ・風環境予測と対策の届出 4 件 ・防風植栽の計画・設計の届出 1 件 ・防風植栽の設置の届出 1 件 ・防風植栽の生育状況の届出 1 件	・風環境対策に関する事前協議 5 件 ・風環境予測と対策の届出 1 件 ・防風植栽の計画・設計の届出 1 件 ・防風植栽の設置の届出 1 件 ・防風植栽の生育状況の届出 2 件

取組② 環境に配慮した適切なまちづくりの誘導

具体的な取組	平成 30（2018）年度取組状況	（参考）平成 29（2017）年度取組状況
開発事業等の適切な誘導 [29（2017）年度の場合] 環境に配慮した適切なまちづくりの誘導、省エネルギー化やヒートアイランド対策、緑地保全及び緑化等の誘導及び風の道に配慮した都市構造へと誘導	【省エネルギー化の誘導及びヒートアイランド対策の誘導】 「港区民間建築物低炭素化促進制度」において、規模に応じてエネルギー使用の合理化や再生可能エネルギーの利用等による建築物の低炭素化を促進し、排熱位置を配慮したヒートアイランド対策を行うよう指導 低炭素化計画書届出 9 件 低炭素化工事完了届 5 件 【緑地保全及び緑化の誘導】 敷地面積 250 ㎡以上の建築計画について、緑化指導を行っており、その中で、既存樹木・樹林の保全や移植による再利用に努めるよう指導している。 ・既存樹木・樹林を活用した件数 14 件（既存緑地を有していた件数：37 件） 【大規模な開発事業における持続可能なまちづくりの誘導】 ・再開発事業等に際し、大規模な建築物の増加や活発な事業活動に対する環境負荷低減やまち並み景観形成への配慮について、港区まちづくりマスタープランや各まちづくりガイドラインに基づき、事業者への指導・誘導を実施した。 なお、平成 30（2018）年度は、「三田・高輪地区まちづくりガイドライン」を策定するとともに、「新橋・虎ノ門地区まちづくりガイドライン」の素案をまとめた。	・再開発事業等に際し、大規模な建築物の増加や活発な事業活動に対する環境負荷低減やまち並み景観形成への配慮について、港区まちづくりマスタープランや各まちづくりガイドラインに基づき、事業者への指導・誘導を実施した。 なお、平成 29（2017）年度は、「三田・高輪地区まちづくりガイドライン」の素案をまとめ、「環状 2 号線周辺地区まちづくりガイドライン」の改定作業に着手した。 ・「港区民間建築物低炭素化促進制度」において、排熱位置を配慮したヒートアイランド対策を行うよう指導 低炭素化計画書届出 8 件 低炭素化工事完了届 5 件 ・既存樹木・樹林を活用した件数 13 件（既存緑地を有していた件数：28 件） ・敷地面積 250 ㎡以上の建築計画について、緑化指導を行っている。その中で、既存樹木・樹林の保全や移植による再利用に努めるよう指導している。 ・環境影響調査審査会開催 4 回 ・区アセスメントの縦覧等（調査計画書 2 件、調査書案 2 件、調査書 3 件） ・都アセスメントの縦覧等（調査計画書 2 件、評価書案 4 件、見解書 6 件、評価書 3 件） ・国アセスメント（案件なし）

具体的な取組	平成 30（2018）年度取組状況	（参考）平成 29（2017）年度取組状況
良好な景観形成 [29（2017）年度の場合] 良好なまち並みの形成の 指導・誘導	・港区景観計画及び港区景観条例に基づき、一定規模以上の建築行為等及び屋外広告物に対する指導を行った。 景観条例に基づく事前協議件数（建築物等）164 件（屋外広告物）599 件 港区景観審議会 2 回 ・区民等及び事業者の景観に対する意識の向上を図るため、区民等が誇り、又は愛着を持つ街並みその他の景観（区民景観セレクション）や良好な景観形成に功績のあった民間施設等（景観街づくり賞）を表彰した。 港区景観表彰選定審査会 5 回 及び 表彰式 1 回 景観街づくり賞 3 施設・5 団体 区民景観セレクション 11 件	港区景観計画及び港区景観条例に基づき、一定規模以上の建築行為等に対する指導を行った（平成 21（2009）年度から実施）。 また、景観計画に定められた屋外広告物の表示に関する配慮事項をわかりやすく解説することを目的とした「屋外広告物景観形成ガイドライン」を策定した。 区民等が誇り又は愛着を持つ街並み等の一般公募（「区民景観セレクション」）や、良好な景観形成に功績のあった施設等（「景観街づくり賞」等）を表彰した。 ・景観条例に基づく事前協議件数 171 件 ・港区景観計画推進委員会 2 回 ・港区景観審議会 4 回 ・港区屋外広告物景観形成検討委員会 2 回 ・港区景観街づくり賞選定審査会 4 回 及び表彰式 1 回



▲平成 30（2018）年度港区みどりの街づくり賞受賞施設
（日本交通公社ビル）

施策 4－2 環境美化の推進

取組① 地域の環境美化活動の推進

具体的な取組	平成 30（2018）年度取組状況	（参考）平成 29（2017）年度取組状況
地域の環境美化活動の 普及・啓発	町会、自治会、商店会、事業者等と区が協働して、地域に根ざした清掃等の様々な美化活動を行い、地域における環境美化の普及・啓発を図った。 ・環境美化キャンペーン参加者数 9,837 人	町会、自治会、商店会、事業者等と区が協働して、地域に根ざした清掃等の様々な美化活動を行い、地域における環境美化の普及・啓発を図った。 ・環境美化キャンペーン参加者数 7,101 人

取組② みなとタバコルールの推進

具体的な取組	平成 30（2018）年度取組状況	（参考）平成 29（2017）年度取組状況
みなとタバコルールの普及 [29（2017）年度の場合] みなとタバコルールの推進	街中での啓発強化、巡回指導・重点指導を実施 <周知・啓発> ・広報みなとやホームページでの周知 ・町会・自治会、商店会、事業者等と協働した美化キャンペーン ・民間企業、区有施設等のデジタルサイネージを活用した啓発動画放映 ・みなとタバコルール宣言登録事業の開始（令和元（2019）年 4 月 1 日現在登録事業者数：745） ・喫煙場所マップの配布（多言語版） ・地上用機器を活用した啓発 <巡回・重点指導> ・きめ細やかな巡回指導（22 班体制） ・粘り強い重点指導の実施（5 班体制） ・巡回中のハンドスピーカーによる啓発	「吸う人、吸わない人ともに配慮したまちづくり」を推進するため、指定喫煙場所の整備、街中での啓発強化、巡回指導・重点指導を実施 <周知・啓発> ・広報みなとやホームページでの周知 ・町会・自治会、商店会、事業者等と協働した美化キャンペーン ・民間企業、区有施設等のデジタルサイネージを活用した啓発動画放映 ・みなとタバコルール宣言登録事業の開始（平成 30（2018）年 4 月 1 日現在登録事業者数：745） ・喫煙場所マップの配布（多言語版） ・地上用機器を活用した啓発 <巡回・重点指導> ・きめ細やかな巡回指導（22 班体制） ・粘り強い重点指導の実施（5 班体制） ・巡回中のハンドスピーカーによる啓発
喫煙場所の整備 [29（2017）年度の場合] 喫煙場所の整備及び屋内喫煙所設置の推進	・指定喫煙場所設置数 計 82 か所（16 か所増） ※平成 30（2018）年度新設内訳 ・屋外 3 件、設置費等助成金を活用した屋内喫煙所 10 件、定住促進指導要綱に基づく生活利便施設（屋内）3 件 ・屋内喫煙所設置費等助成制度実績 20 件（設置費 9 件、維持管理費 11 件）	・指定喫煙場所設置数 計 66 か所（17 か所増、1 か所廃止、1 か所再申請） ※平成 29（2017）年度新設内訳 ・屋外 9 件、設置費等助成金を活用した屋内喫煙所 9 件、定住促進指導要綱に基づく生活利便施設（屋内）1 件 ・屋内喫煙所設置費等助成制度実績 19 件（設置費 11 件、維持管理費 8 件）



▲屋内喫煙所設置費等助成制度を活用して平成 30（2018）年度に新規開設した港区指定喫煙場所（フォーシーズ溜池山王ビル 2 階指定喫煙場所（ファミリーマート溜池山王駅南店内））

基本方針5 自然や生きものと共存できる、質の高い緑と水の保全・創出

施策5-1 歴史ある緑の保全と豊かで質の高い緑の創出

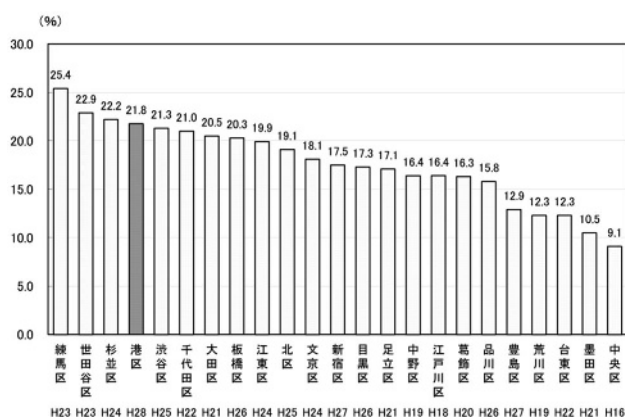
取組① 区民、事業者等との協働によるみどりの保全・創出と普及・啓発

具体的な取組	平成 30（2018）年度取組状況	（参考）平成 29（2017）年度取組状況
区民、事業者等との協働によるみどりの保全と創出 [29（2017）年度の場合] 区民との協働によるみどりの保全と創出	・港区みどりの活動員 5 団体 ・アドプト制度登録団体 148 団体	・港区みどりの活動員 5 団体 ・アドプト制度登録団体 135 団体
歴史ある良好な緑の保全 [29（2017）年度の場合] 保護樹木・樹林の指定	・保護樹木 新規指定 28 本 (年度末指定数 662 本)	・保護樹木 新規指定 6 本 (年度末指定数 644 本)
みどりの普及・啓発	・植木市実施回数 2 回（延 2 日） ・園芸講座実施回数 2 講座（延 10 回） ・みどりの街づくり賞表彰件数 5 件 (対象施設：平成 28（2016）年度に緑化完了届が提出された民間施設 77 件)	・植木市実施回数 2 回（延 3 日） ・園芸講座実施回数 2 講座（延 5 回） ・みどりの街づくり賞表彰件数 4 件 (対象施設：平成 27（2015）年度に緑化完了届が提出された民間施設 97 件)



▲植木市の様子

（平成 30（2018）年 5 月 26 日、有栖川宮記念公園）



▲東京 23 区の緑被率（みどりの実態調査（第 9 次）より）

取組② 多様な緑化の推進

具体的な取組	平成 30（2018）年度取組状況	（参考）平成 29（2017）年度取組状況
緑化計画書制度による緑化の推進	敷地面積 250 ㎡以上の建築計画について、緑化指導を実施。 ・緑化計画書受付件数 140 件	・緑化計画書受付件数 129 件 敷地面積 250 ㎡以上の建築計画について、緑化指導を実施。その中で、周辺の緑との連続性に配慮した緑化に努めるよう指導している。
まちなみ緑化助成	民有地の接道部分の緑化だけでなく、街中に点在する青空駐車場への緑化助成も視野に入れ検討を行う。更に緑化計画書制度による指導のなかで、周辺の緑との連続性に配慮した緑化に努めるよう指導している。	—
屋上緑化・壁面緑化の推進	・屋上緑化助成申請数 3 件（再掲）	・屋上緑化助成申請数 1 件
区有施設の緑化の推進	・平成 30（2018）年度区有施設の緑化計画書 9 件	・平成 29（2017）年度区有施設の緑化計画書 6 件
公園の整備 [29（2017）年度の場合] 緑の拠点となる公園の整備	・令和 2（2020）年度の本村公園の全面整備工事に向けて、擁壁の補修を実施。 ・令和 2（2020）年度の三田台公園の整備工事に向けて、解体工事を実施。	・平成 32（2020）年度の本村公園の全面整備工事に向けて、擁壁等の調査を実施。
道路緑化の推進	今後の道路整備において、沿道の方々と調整をしながら、既存の街路樹や植栽を保全し、活かした植栽計画を行った。 道路植栽の維持管理については、樹木管理マニュアルに基づき、街路樹の点検を行い、伐採、植え替えや支柱設置等を行った。また、同マニュアルに基づいた年間通しての維持管理も実施した。	今後の道路整備において、沿道の方々と調整をしながら、既存の街路樹や植栽を保全し、活かした植栽計画を行った。 道路植栽の維持管理については、樹木管理マニュアルに基づき、街路樹の点検を行い、伐採、植え替えや支柱設置等を行った。また、同マニュアルに基づいた年間通しての維持管理も実施した。

施策 5－2 水辺空間の親水化と水循環系の保全・構築

取組① 水辺空間の親水化

具体的な取組	平成 30（2018）年度取組状況	（参考）平成 29（2017）年度取組状況
水辺の散歩道の整備	・芝浦西運河沿緑地 散歩道整備 180m	整備に向けた協議 ・芝浦四丁目（芝浦西運河沿）

具体的な取組	平成 30（2018）年度取組状況	（参考）平成 29（2017）年度取組状況
古川の親水化 [29（2017）年度の場合] 施策 3－2 取組①古川の水環境改善「古川の親水化」	・ 白金一丁目東部北地区の再開発事業 整備中 ・ 三田小山町西地区の再開発事業で整備を予定しているが、地権者の合意形成を図るため、組合設立が伸びており、着手に至っていない。	古川の整備にあわせて、親水化を推進することとしているが、平成 29（2017）年度はそのような工事がなかった。
親水環境づくりの促進と水辺を生かしたにぎわいの創出 [29（2017）年度の場合] 親水環境づくりの促進	【親水環境づくりの促進】 実績なし 【にぎわいの創出】 御楯橋・新芝橋の 2 橋のライトアップ工事を実施した。	芝浦四丁目（新芝運河沿）出入口の整備指導

取組② 健全な水循環系の保全・構築

具体的な取組	平成 30（2018）年度取組状況	（参考）平成 29（2017）年度取組状況
雨水の地下浸透の促進 [29（2017）年度の場合] 水循環機能の向上による環境負荷の軽減及び雨水の地下浸透の促進	【道路の透水機能向上】 保水性舗装 1,013 m ² 施工 【雨水の地下浸透促進】 1,166 m ³ の指導を実施した。	・保水性舗装 4,160 m ² 施工 ・124 件（抑制量合計 9,391 m ³ ）の指導を実施

施策 5－3 生物多様性の保全・再生とその恵みの持続的な利用

取組① 生物多様性の学びの機会の創出と理解の浸透

具体的な取組	平成 30（2018）年度取組状況	（参考）平成 29（2017）年度取組状況
学校、幼稚園、保育園への環境学習の支援 [29（2017）年度の場合] 保育園、幼稚園、学校への環境学習の支援	児童館や小学校など 4 施設に対して、述べ 5 回ビオトープ専門家を派遣した。	区立小学校 5 年生を対象に「生きもの学習ガイドブック」を配布。7 か所の学校にビオトープ専門家を派遣。
生物多様性を通じた環境学習の推進 [29（2017）年度の場合] 生物多様性の学びの機会の創出	プランターでの野菜づくりの講習会を実施した。 東京都あきる野市等で農業体験を実施した。	緑と生きもの観察会・調査会を実施 東京都あきる野市等で農業体験を実施
情報発信による生物多様性の普及・啓発	パンフレットによる生物多様性に配慮した行動メニューの普及・啓発を継続した。 みなと環境アプリで生きものの生息状況を配信したほか、区ホームページ、生物多様性みなとフォーラムを通じて生物多様性の普及・啓発を実施した。	継続してパンフレットで生物多様性に配慮した行動メニューの普及・啓発を行った。区ホームページで生物多様性に関する情報発信を行った。生物多様性みなとフォーラムを通じて生物多様性の普及・啓発を行った。

具体的な取組	平成 30（2018）年度取組状況	（参考）平成 29（2017）年度取組状況
多様な活動主体の交流と情報共有の場の創出	・ 生物多様性みなとフォーラム（見学会） 8 回開催 ・ 生物多様性みなとフォーラム（パネル展） 1 回開催	・ 生物多様性みなとフォーラム（見学会） 6 回開催 ・ 生物多様性みなとフォーラム（講演会） 1 回開催 ・ 生物多様性みなとフォーラム（パネル展） 1 回開催

取組② ビオトープづくりとエコロジカルネットワークの形成

具体的な取組	平成 30（2018）年度取組状況	（参考）平成 29（2017）年度取組状況
公園におけるビオトープづくりの推進	該当する事業はありませんでした。	該当する事業はありませんでした。
生きものに配慮したまちづくりの推進	生物多様性緑化ガイドを活用し、緑化計画書の指導を行った。（緑化計画件数 131 件）	生物多様性緑化ガイドを活用し、緑化計画書の指導を行った。（緑化計画件数 120 件）
外来種の注意喚起と啓発	身近にいる外来種に関して周知啓発と注意喚起を図るため、区民対象の外来種勉強会を開催した。また、公園管理者を対象に、外来種講習会を実施した。	身近にいる外来種に関して周知啓発と注意喚起を図るため外来種勉強会を開催した。



▲ 外来種勉強会

（平成 30（2018）年 8 月 10 日、港南緑水公園）



▲ 平成 30 年度「生物多様性みなとフォーラム」でのバードウォッチングの様子

（平成 31（2019）年 3 月 17 日、新芝運河沿緑地）

基本方針 6 環境保全に向けた多様な主体の行動と協働の推進

施策 6-1 環境教育・環境学習の推進

取組① 子どもたちの環境学習機会の提供

具体的な取組	平成 30（2018）年度取組状況	（参考）平成 29（2017）年度取組状況
みなと区民の森を活用した環境学習の推進 [29（2017）年度の場合] みなと区民の森を活用した環境学習の推進及び環境学習を通じた交流の推進	【みなと区民の森等の環境学習】 ・あきる野環境学習 48 回（延 1,382 人参加） 【内訳】 ・児童館・保育園等 30 回（延 917 人参加） ・区民（パッケージ型） 自然体験 10 回（延 267 人参加） 農業体験 5 回（延 177 人参加） ・区民（オーダーメイド型） 3 回（延 21 人参加） 【環境交流事業】 港区あきる野市環境交流事業：30 人参加（港区 16 人、あきる野市 14 人）	・あきる野環境学習 45 回（延 1,496 人参加） 【内訳】 ・児童館・保育園等 30 回（延 994 人参加） ・区民一般公募（自然体験） 10 回（延 318 人参加） ・区民一般公募（農業体験） 5 回（延 184 人参加） 港区あきる野市環境交流事業：30 人参加（港区 15 人、あきる野市 15 人）
環境教育の推進 [29（2017）年度の場合] 教育委員会と連携した環境教育・環境学習の推進	【環境教育の推進】 ・夏の虫調査隊回答数 1,183 件 ・小・中学生の環境に関する自主研究 応募総数 893 作品 （小学生 419 作品、中学生 474 作品） ・木育授業の実施 小学校 5 校、中学校 2 校 【主体的な行動力向上】 「みなと子どもエコアクション」を通じた環境配慮活動の取組	・小・中学生の環境に関する自主研究 応募総数 896 作品 （小学生 328 作品、中学生 568 作品） ・あきる野環境学習 小学校 1 校（46 人参加）

取組② 多様な環境学習機会の提供

具体的な取組	平成 30（2018）年度取組状況	（参考）平成 29（2017）年度取組状況
エコプラザにおける環境学習などの推進	・来館者数 54,459 人 ・事業数 151 事業 ・開館日数 347 日 ・主な事業（環境ボランティア講座、こどもお米作り隊）	・来館者数 58,530 人 ・事業数 137 事業 ・開館日数 344 日
エコライフ・フェアM I N A T O の実施	20 団体出展、約 4,000 人参加	20 団体出展、約 2,800 人参加



▲エコライフ・フェアMINATO2018のステージの様子（平成30（2018）年5月19日、有栖川宮記念公園）



▲平成30（2018）年度小・中学生の環境に関する自主研究（入賞作品展示の様子、エコプラザ）

施策6-2 協働による環境保全活動の推進

取組① 区民、事業者等の環境保全活動の支援

具体的な取組	平成30（2018）年度取組状況	（参考）平成29（2017）年度取組状況
みなと環境にやさしい事業者会議による環境保全活動の支援	・会員事業者数 53 社（H31（2019）.3.31 現在） ・「企業と環境展」 ・mecc セミナー 3 回（延 98 人参加） ・mecc ツアー 1 回（延 12 人参加） ・エコバザー 3 回 ・みなとクリーンアップ大作戦 2018 53 人参加 ・スポーツGOMI 拾い大会 63 人参加 ・mecc フォトギャラリー ・mecc EXPO 約 4,900 人来場	・会員事業者数 55 社（H30.3.31 現在） ・「企業と環境展」 ・mecc セミナー 4 回（延 139 人参加） ・mecc ツアー 2 回（延 38 人参加） ・エコバザー 3 回 ・みなとクリーンアップ大作戦 2017 80 人参加 ・スポーツGOMI 拾い大会 66 人参加 ・mecc フォトギャラリー ・mecc EXPO 約 4,000 人来場
区民や事業者等の活動支援 [29（2017）年度の場合] 港区3R推進行動会議による情報発信及び区民や事業者の優良な取組事例の表彰や情報発信	【事業者・団体等の活動の情報発信】 ・3R推進月間等における啓発活動として「みんなと3Rパネル展示会」を実施した。（参加団体 25 団体） 【参考となる優良な取組の表彰】 ・「みなとエコショップ」ごみの減量化・リサイクル活動に積極的に取り組む区内の小売店舗を認定し、区ホームページ等で紹介した。認定店の中からより優れた取組を行っている小売店を「ごみ減量優良エコショップ」として表彰した。 認定数 延 101 件 優良表彰 5 件 ・「ごみ減量優良事業者等表彰制度」立入調査の実施事業者の中から、他者に誇れる模範的で優れた取組を行っている事業者を優良事業者として表彰した。	・3R推進月間等における啓発活動として「みんなと3Rパネル展示会」を実施した。（参加団体 25 団体） 港区みどりの街づくり賞件数 4 件 ・ごみの減量化・リサイクル活動に積極的に取り組む区内の小売店舗を「みなとエコショップ」として認定し、区ホームページ等で紹介した。さらに、認定店の中からより優れた取組を行っている小売店を「ごみ減量優良エコショップ」として表彰した。 認定数 延 88 件 優良表彰 6 件 ・「ごみ減量優良事業者等表彰制度」立入調査の実施事業者の中から、他者に誇れる模範的で優れた取組を行っている事業者を優良事業者として表彰した。

	表彰件数 事業用延床面積 5,000 m²以上 3 件 ・「港区みどりの街づくり賞」環境への配慮と優れた緑化計画を行い、その緑地を維持している区民や事業者の緑化施設を表彰し、区ホームページ等で紹介した。 港区みどりの街づくり賞件数 5 件	
--	---	--

取組② 環境情報の積極的な発信

具体的な取組	平成 30（2018）年度取組状況	（参考）平成 29（2017）年度取組状況
環境情報の発信 [29（2017）年度の場合] 環境情報の積極的な発信	【暮らしや業種等に応じた具体的な情報発信】広報みなと、みなと環境アプリ等の媒体や、エコライフ・フェアMINATO、生物多様性みなとフォーラム等のイベントにより環境情報を発信した。 【各種団体等と協力した効果的な情報発信】 ・ちいバス・区有施設・民間企業等のデジタルサイネージでの動画放映や街中の地上用機器を活用したみなとタバコルールに関する情報を発信した。	広報みなと、みなと環境アプリ、エコライフ・フェアMINATO等のイベントで積極的に環境情報を発信。また、ちいバス・区有施設・民間企業等のデジタルサイネージでの動画放映や街中の地上用機器を活用したみなとタバコルールの情報発信を強化。
区内で暮らす外国人や海外から訪れる人々への情報提供	【喫煙場所】 街中に掲示する「みなとタバコルール」の路面シール・チラシ、地上用機器を活用した啓発、喫煙場所マップでは、多言語（英語・中国語・ハングル）で作成し、情報発信を充実させた。 【ごみの分別方法等】 資源とごみの分別ガイドブックを多言語（英語・中国語・ハングル）で作成。	街中に掲示する「みなとタバコルール」の路面シール・チラシ、地上用機器を活用した啓発では、4 か国語表記としている他、喫煙場所マップを多言語（英語・中国語・ハングル）で作成。



▲ 4 か国語併記の路面貼付用シール



▲喫煙場所マップ（日本語版、英語版、ハングル版、中国語版）

取組③ 全国各地域との連携

具体的な取組	平成 30（2018）年度取組状況	（参考）平成 29（2017）年度取組状況
全国各地域と連携した環境保全の推進	【みなと森と水ネットワーク会議】 国産木材の活用促進等について、情報交換と意見交換を行うための会議、「みなと森と水サミット」を開催し、39 自治体が参加した。 【みなとモデル二酸化炭素固定認証制度】 建築主に対して協定木材の使用を推奨。12 棟で使用された。 【みなと区民の森づくり（再掲）】 港区あきる野市環境交流事業 30 人参加（港区 16 人、あきる野市 14 人）	—



▲みなと森と水会議でのつみ木ワークショップ
（平成 30（2018）年 10 月 28 日 エコプラザ）



▲みなと森と水サミット 2018（平成 30（2018）年 11 月 1 日 みなとパーク芝浦リーブラホール）



▲みなとモデル二酸化炭素固定認証制度の協定木材が使用された建築物（港区立麻布幼稚園）



▲港区あきる野市環境交流事業での川遊び
（平成 30（2018）年 8 月 1 日 あきる野市小宮ふるさと自然体験学校）

施策 6-3 区の率先行動

取組① 率先した環境保全活動の推進

具体的な取組	平成 30（2018）年度取組状況	（参考）平成 29（2017）年度取組状況
区有施設における環境性能の向上と省エネ運用の推進 [29（2017）年度の場合] 「港区環境率先実行計画（みんなとエコ 21 計画）」の推進、「港区環境マネジメントシステム」の推進、区有施設における環境性能の向上と省エネ運用の推進	【「港区環境率先実行計画（みんなとエコ 21 計画）」の推進】 二酸化炭素排出量：30,362（t-CO2） 延床面積：759,619（㎡） 面積あたりの二酸化炭素排出量：0.0400（t-CO2/㎡） 基準値比増減率：0.8%減 エネルギー使用量：16,705（KL） 延床面積：759,619（㎡） 面積あたりのエネルギー使用量：0.0220（KL/㎡） 基準値比増減率：2.4%増 ※基準値：区有施設の面積当たりの二酸化炭素排出量又はエネルギー使用量の平成 24（2012）年度から平成 26（2014）年度までの平均 【「港区環境マネジメントシステム」の推進】 職員による環境配慮行動の着実な実行に向けて、職員への研修・啓発活動、各課・施設への内部環境監査等を実施しました。また、省エネ法・温対法・東京都環境確保条例に基づき、エネルギー使用量等を報告しました。 ・職員及び指定管理者研修、管理職研修の実施 ・e-ラーニングの実施 ・「Eふみ」の発行（年2回） ・内部環境監査の実施（71 施設） 【区有施設環境配慮ガイドラインに基づく省エネ化等】 ・全国地方自治体との連携による再生可能エネルギー導入施設（再掲）8 施設 【区有施設の省エネ】 ・エネルギー管理標準作成支援 3 施設 ・エネルギー管理標準運用支援 3 施設（再掲）	【「港区環境率先実行計画（みんなとエコ 21 計画）」の推進】 二酸化炭素排出量：28,337（t-CO2） 延床面積：744,467（㎡） 面積あたりの二酸化炭素排出量：0.0381（t-CO2/㎡） 基準値比増減率：5.5%減 【エネルギー使用量】 エネルギー使用量：16,312（KL） 延床面積：744,467（㎡） 面積あたりのエネルギー使用量：0.0219（KL/㎡） 基準値比増減率：2.1%増 ※基準値：区有施設の面積当たりの二酸化炭素排出量又はエネルギー使用量の平成 24（2012）年度から平成 26（2014）年度までの平均 【「港区環境マネジメントシステム」の推進】 職員による環境配慮行動の着実な実行に向けて、職員への研修・啓発活動、各課・施設への内部環境監査等を実施しました。また、省エネ法・温対法・東京都環境確保条例に基づき、エネルギー使用量等を報告しました。 ・職員及び指定管理者研修、管理職研修の実施 ・e-ラーニングの実施 ・「Eふみ」の発行（年2回） ・内部環境監査の実施（66 施設） 【区有施設の省エネ】 ・エネルギー管理標準作成支援 1 施設 ・エネルギー管理標準運用支援 2 施設

3-3 環境基本計画成果目標 実績一覧

各成果目標の進捗状況を経年で見ていただけるよう、前計画（平成27年度～平成29年度）と現計画期間（平成30（2018）年度～令和2（2020）年度）の成果目標・実績経過を掲載します。

一覧表の見方 次ページからの成果目標一覧表の見方は、以下のとおりです。

環境基本計画成果目標 実績一覧表（平成27年度～平成29年度）

基本方針	成果目標	指標	計画計上値(現状及び目標値)			実績		
			平成26年度 (現状)	平成29年度 (目標値)	平成32年度 (目標値)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
【基本方針1】 安心して暮らせる低炭素・省エネルギー社会の実現	成果目標1.1 区、区民、事業者等の取組により、二酸化炭素排出量の増加を抑制している	二酸化炭素排出量(総量)	3,966千t-CO2 (平成23年度末現在)	4,032千t-CO2 (平成26年度末)	4,161千t-CO2	4,324千t-CO2 (平成25年度末現在)	4,186千t-CO2 (平成26年度末現在)	3,966千t-CO2 (平成27年度末現在)
	成果目標1.2 低炭素化を促進する取組により、地球温暖化の防止に寄与している	新エネルギー・省エネルギー機器等の設置費助成による二酸化炭素排出量の削減量	1,939t-CO2	3,229t-CO2	4,519t-CO2	2,076t-CO2	2,286t-CO2	2,542t-CO2
	成果目標1.3 国産木材の活用が進み、温室効果ガスの排出抑制に寄与している	二酸化炭素固定量	653t-CO2 (平成25年度末実績)	1,583t-CO2	2,513t-CO2	1,965t-CO2	2,369t-CO2	2,845t-CO2
	成果目標1.4 ヒートアイランド現象の緩和に寄与している	区道における遮熱性舗装等の整備率	3.5%	5.0%	8.1%	4.0%	4.6%	5.2%

【計画計上値（現状及び目標値）】【実績】

【前計画】 平成26年（計画策定年）の値、平成29年度及び平成32年度の目標値、平成27～29年度実績値を記載しています。

環境基本計画成果目標 実績一覧表（平成30（2018）年度～令和2（2020）年度）

基本方針	成果目標	指標	計画計上値(現状及び目標値)		実績		
			平成29(2017)年度 (現状)	令和2(2020)年度 (目標値)	平成30(2018)年度	令和元(2019)年度	令和2(2020)年度
【基本方針1】 安心して暮らせる低炭素・省エネルギー社会の実現	成果目標1.1 区、区民、事業者等の取組により、二酸化炭素排出量の増加を抑制している	二酸化炭素削減量	43.5万t-CO2/年 (平成26(2014)年度末現在)	60.7万t-CO2/年	54.8万t-CO2/年 (平成30(2018)年度実績)		
	成果目標1.2 低炭素化を促進する取組により、地球温暖化の防止に寄与している	創エネルギー・省エネルギー機器等の設置費助成件数	4,401件	6,051件	4,824件		
	成果目標1.3 国産木材の活用が進み、温室効果ガスの排出抑制に寄与している	二酸化炭素固定量	403.6t-CO2/年	450t-CO2/年	483.88t-CO2/年		
	成果目標1.4 ヒートアイランド現象の緩和に寄与している	区道における遮熱性舗装等の面積	99,746㎡	137,266㎡	105,765㎡		

【計画計上値（現状及び目標値）】

平成29（2017）年（計画策定年）の値、令和2（2020）年度の目標値を記載しています。

【実績】

環境基本計画期間の実績値を毎年度記載していきます。昨年度と比較してどのように推移しているか、目標値と比較してどのような進捗なのか、ひと目で確認ができます。

環境基本計画成果目標 実績一覧表（平成27年度～平成29年度）

基本方針	成果目標	指標	計画計上値(現状及び目標値)			実績		
			平成26年度 (現状)	平成29年度 (目標値)	平成32年度 (目標値)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
【基本方針1】 安心して暮らせる低炭素・省エネルギー社会の実現	成果目標1.1 区、区民、事業者等の取組により、二酸化炭素排出量の増加を抑制している	二酸化炭素排出量(総量)	3,966千t-CO2 (平成23年度末現在)	4,032千t-CO2 (平成26年度末)	4,161千t-CO2	4,324千t-CO2 (平成25年度末現在)	4,186千t-CO2 (平成26年度末現在)	3,966千t-CO2 (平成27年度末現在)
	成果目標1.2 低炭素化を促進する取組により、地球温暖化の防止に寄与している	新エネルギー・省エネルギー機器等の設置費助成による二酸化炭素排出量の削減量	1,939t-CO2	3,229t-CO2	4,519t-CO2	2,076t-CO2	2,286t-CO2	2,542t-CO2
	成果目標1.3 国産木材の活用が進み、温室効果ガスの排出抑制に寄与している	二酸化炭素固定量	653t-CO2 (平成25年度末実績)	1,583t-CO2	2,513t-CO2	1,965t-CO2	2,369t-CO2	2,845 t-CO2
	成果目標1.4 ヒートアイランド現象の緩和に寄与している	区道における遮熱性舗装等の整備率	3.5%	5.0%	8.1%	4.0%	4.6%	5.2%
【基本方針2】 協働による循環型社会の形成	成果目標2.1 区民、事業者の3Rの取組により、ごみの排出量が減っている	ごみ量 (区収集ごみ量及び持込ごみ量の合計)	154,027t (平成25年度実績)	140,687t (平成28年度目標値)	135,029t (平成31年度目標値)	155,938t	155,026t	158,221t
	成果目標2.2 区民の分別に対する意識の向上により、分別排出が徹底され、資源が適切に再生利用(リサイクル)されている	資源化率 (区収集ごみと資源の総量のうち、資源化される割合)	29.9% (平成25年度実績)	36.9% (平成28年度目標値)	40.0% (平成31年度目標値)	29.8%	30.1%	29.6%
	成果目標2.3 廃棄物処理に伴う温室効果ガスの排出が抑制されている	温室効果ガス排出量	21,049t (平成25年度実績) ※計画では、旧指針に基づき算出された数値(20,542t)が掲載	14,678t (平成28年度目標値) ※旧指針に基づき算出された数値	11,614t (平成31年度目標値) ※旧指針に基づき算出された数値	22,270t	22,256t	22,634t
	成果目標2.4 ごみを排出する区民等の特性に応じたきめ細かい収集体制が確立している	戸別訪問収集実施件数	469件 (平成25年度実績)	590件 (平成28年度目標値)	700件 (平成31年度目標値)	501件	508件	501件
【基本方針3】 健康で安全に暮らすことのできる生活環境の保全	成果目標3.1 古川及び運河の水質改善が進んでいる	古川及び運河の水質の環境基準達成	1地点、1項目で環境基準未達成 (平成25年度実績)	全地点、全項目での環境基準達成	全地点、全項目での環境基準達成	3地点、1項目(COD)で環境基準未達成	4地点、1項目(COD)で環境基準未達成	4地点、1項目(COD)で環境基準未達成
	成果目標3.2 お台場の海の水質改善が進んでいる	お台場海浜公園における水質の水浴場判定基準の達成	測定地点により未達成	全地点において、測定結果が改善している	全地点において、おおむね水浴場の判定基準を達成している	測定地点により未達成	測定地点により未達成	測定地点により未達成
	成果目標3.3 快適な生活環境が確保され、公害に関する苦情が減少している	公害苦情件数	345件 (平成25年度実績)	310件	275件以下	324件	240件	226件
【基本方針4】 快適で魅力ある都市環境の形成	成果目標4.1 区民の環境保全・美化活動に対する意識が高まっている	地域の環境美化活動への参加者数	4,684人 (平成25年度実績)	年間5,000人	年間5,300人	6,407人	7,185人	7,101人
	成果目標4.2 喫煙による迷惑の防止対策が進んでいる	指定喫煙場所の数	24か所	36か所	48か所	30か所	49か所	66か所
	成果目標4.3 みなとタバコルールが浸透している	たばこに関する苦情件数	308件 (平成25年度実績)	290件	275件	607件	733件	622件
【基本方針5】 自然や生きものと共存できる質の高い緑と水の保全・創出	成果目標5.1 緑の保全と創出により、区内全体で緑が増加している	緑被率	22.5%	23.3%	24%	22.5%	21.8%	21.8%
	成果目標5.2 区の魅力である運河に沿った緑豊かな散歩道がネットワーク化され、うるおいのあるまち並みを形成している	内部護岸に対する運河沿緑地の整備開放率	59.2%	60.9%	62.3%	59.2%	61.2%	61.4%
	成果目標5.3 実質浸透域が拡大し、地下に浸透した雨水が満水地に豊かな水をもたらし、古川、運河、海がきれいな水をたたえている	実質浸透域率	25%	26%	28%	25.0%	26.0%	26.1%
	成果目標5.4 区民の生物多様性の保全・再生と持続的な利用に対する意識が高まっている	生物多様性みなとネットワークの登録団体数(個人を含む。)	0団体	50団体	100団体	0団体	17団体	24団体
	成果目標5.5 様々な空間を活用して、緑の保全と創出の取組が進み、快適な都市環境の形成が進んでいる	港区の地上部緑化、屋上緑化、壁面緑化の合計面積	465.76ha	478.88ha	492.00ha	467.66ha	471.93ha	473.97ha
【基本方針6】 環境保全に向けた多様な主体の行動と協働の推進	成果目標6.1 区民の環境保全に対する意識が高まっている	みなと区民の森を活用した環境学習事業参加者数	年間960人 (平成25年度実績)	年間1,350人	年間1,500人	年間1,425人	年間1,664人	年間1,496人
	成果目標6.2 区が積極的に環境保全のため、省エネルギー等の行動を推進している	区有施設的面積あたりのエネルギー使用量	平成21年度比5.4%削減 (平成25年度末現在)	平成21年度比12%削減 ※平成27年度に「港区環境率先実行計画(みんなと21計画)」を改定予定のため、平成29年度、32年度の目標値は、現計画の平成27年度の目標値としている。		平成21年度比4.4%削減	基準値比2.5%増 基準値:平成24年度から平成26年度までの平均	基準値比2.1%増 基準値:平成24年度から平成26年度までの平均

環境基本計画成果目標 実績一覧表（平成30（2018）年度～令和2（2020）年度）

基本方針	成果目標	指標	計画計上値(現状及び目標値)		実績		
			平成29(2017)年度 (現状)	令和2(2020)年度 (目標値)	平成30(2018)年度	令和元(2019)年度	令和2(2020)年度
【基本方針1】 安心して暮らせる低炭素・省エネルギー社会の実現	成果目標1.1 区、区民、事業者等の取組により、二酸化炭素排出量の増加を抑制している	二酸化炭素削減量	43.5万t-CO2/年 (平成26(2014)年度 未現在)	60.7万t-CO2/年	54.8万t-CO2/年 (平成30(2018)年度 実績)		
	成果目標1.2 低炭素化を促進する取組により、地球温暖化の防止に寄与している	創エネルギー・省エネルギー機器等の設置費助成件数	4,401件	6,051件	4,824件		
	成果目標1.3 国産木材の活用が進み、温室効果ガスの排出抑制に寄与している	二酸化炭素固定量	403.6t-CO2/年	450t-CO2/年	483.88t-CO2/年		
	成果目標1.4 ヒートアイランド現象の緩和に寄与している	区道における遮熱性舗装等の面積	99,746㎡	137,266㎡	105,765㎡		
【基本方針2】 協働による循環型社会の形成	成果目標2.1 区民、事業者の3Rの取組により、ごみの排出量が減っている	区民1人1日当たりの可燃ごみ量	543g/人・日 (平成28(2016)年度 実績)	388 g/人・日	537g/人・日		
	成果目標2.2 区民の分別に対する意識の向上により、分別排出が徹底され、資源が適切に再生利用(リサイクル)されている	区による資源回収量	16,466t/年 (平成28(2016)年度 実績)	19,769 t/年	16,346t/年		
	成果目標2.3 廃棄物処理に伴う温室効果ガスの排出が抑制されている	温室効果ガス排出量	22,256t/年 (平成28(2016)年度 実績)	11,704t/年	26,191t/年		
	成果目標2.4 ごみを出す区民の特性に応じたきめ細かい収集体制が確立している	戸別訪問収集実施件数	年間508件 (平成28(2016)年度 実績)	年間580件	年間531件		
【基本方針3】 健康で安全に暮らすことのできる生活環境の保全	成果目標3.1 古川及び蓮河の水質改善が進んでいる	古川及び蓮河の水質の環境基準達成	全9地点(古川4地点、蓮河5地点)のうち、蓮河の4地点にて1項目(COD)で環境基準未達成	全地点、全項目での環境基準達成	全9地点のうち、蓮河の2地点で2項目(pH・COD)、2地点で1項目(COD)の環境基準未達成		
	成果目標3.2 お台場の海の水質改善が進んでいる	お台場海浜公園における水質の水浴場判定基準の達成	全3地点において、水浴場判定基準未達成	全地点において、おおむね水浴場の判定基準を達成している	調査日、調査地点によって水浴場判定基準未達成		
	成果目標3.3 快適な生活環境が確保され、公害に関する苦情が減少している	公害苦情件数	年間290件	年間275件	年間272件		
【基本方針4】 快適で魅力ある都市環境の形成	成果目標4.1 区民の環境保全・美化活動に対する意識が高まっている	地域の環境美化活動への参加者数	年間7,200人	年間8,000人	年間9,837人		
	成果目標4.2 喫煙による迷惑の防止対策が進んでいる	指定喫煙場所の数	64か所	88か所	82か所		
	成果目標4.3 みなとタバコルールが浸透している	みなとタバコルール宣言事業者数	500事業者	2,020事業者	881事業者		
【基本方針5】 自然や生きものと共存できる、質の高い緑と水の保全・創出	成果目標5.1 緑の保全と創出により、区内全体で緑が増加している	緑被率	21.8% (平成28(2016)年度 実績)	24%	21.8% (平成28(2016)年度 実績)		
	成果目標5.2 区の魅力である蓮河に沿った緑豊かな散歩道がネットワーク化され、うるおいのある街並みを形成している	水辺の散歩道の整備延長	8,900m	9,080m	9,080m		
	成果目標5.3 実質浸透域が拡大し、地下に浸透した雨水が湧水地に豊かな水をもたらし、古川、蓮河、海がきれいな水をたたえている	雨水浸透施設の浸透量	65,592㎡	71,292㎡	66,762㎡		
	成果目標5.4 区民の生物多様性の保全・再生と持続的な利用に対する意識が高まっている	生物多様性みなとフォーラムの各事業における参加者合計数	年間270人	年間300人	年間1,159人		
	成果目標5.5 様々な空間を活用して、緑の保全と創出の取組が進み、快適な都市環境の形成が進んでいる	緑化助成により創出された屋上緑化面積	165㎡	計1,000㎡	計104.45㎡		
【基本方針6】 環境保全に向けた多様な主体の行動と協働の推進	成果目標6.1 区民の環境保全に対する意識が高まっている	環境学習参加者数	12,425人	17,525人	13,618人		
	成果目標6.2 区が積極的に省エネルギー等の行動により二酸化炭素排出量の削減を推進している	平成24(2012)年度～26(2014)年度の平均を基準とする区有施設の面積当たりの二酸化炭素排出量の削減率	4%削減	10%削減	0.8%削減		

第4章

港区環境審議会 による点検・評価

～港区環境審議会とは～

港区環境審議会は、港区環境基本条例に基づき、学識経験者、区民、事業者等により構成される組織です。同条例第20条第2項の規定により、区長の諮問に応じて、環境基本計画に関する事項について調査審議を行うほか、同条第3項の規定により、環境の保全に関して区長に意見を述べます。

港区環境審議会委員名簿 第10期（平成28年9月1日～平成30年8月31日）

	氏 名	役 職 名 等	
会 長	守 田 優	芝浦工業大学副学長 教授	学 識 経 験 者
副会長	田 中 充	法政大学社会学部教授	
委 員	山 崎 誠 子	日本大学短期大学部准教授	
委 員	大 沼 あゆみ	慶應義塾大学経済学部教授	
委 員	笠 原 忠	区民	区 民 及 び 事 業 者
委 員	芳 賀 勲	区民	
委 員	山 田 淳 平	区民	
委 員	藏 本 暁	一般社団法人東京都港区医師会理事	
委 員	藤 貫 康 博	港区商店街連合会副会長 (～平成29年10月29日)	
委 員	菊 池 久	港区消費者団体連絡会	
委 員	池 田 朝 彦	東京商工会議所港支部会長	区 議 会 議 員
委 員	うかい 雅 彦	港区議会議長 (～平成29年6月18日)	
委 員	池 田 こうじ	交通・環境等対策特別委員会委員長 (～平成29年6月18日) 港区議会議長 (平成29年6月19日～)	
委 員	いのくま 正 一	交通・環境等対策特別委員会副委員長 (～平成29年6月18日)	

※委員の変更

委 員	杉 本 とよひろ	交通・環境等対策特別委員会委員長 (平成29年6月19日～)	区 議 会 議 員
委 員	黒 崎 ゆういち	交通・環境等対策特別委員会副委員長 (平成29年6月19日～)	
委 員	坂 本 力	港区商店街連合会副会長 (平成29年10月30日～)	事 業 者 区 民 及 び

港区環境審議会委員名簿 第11期（平成30年9月1日～令和2年8月31日）

	氏 名	役 職 名 等	
会 長	守 田 優	芝浦工業大学副学長 教授	学 識 経 験 者
副会長	田 中 充	法政大学社会学部教授	
委 員	山 崎 誠 子	日本大学短期大学部准教授	
委 員	大 沼 あゆみ	慶應義塾大学経済学部教授	
委 員	長 屋 和 子	区民	区 民 及 び 事 業 者
委 員	芳 賀 勲	区民	
委 員	山 田 淳 平	区民	
委 員	藏 本 暁	一般社団法人東京都港区医師会理事	
委 員	坂 本 力	港区商店街連合会副会長	
委 員	北 村 和 子	港区消費者団体連絡会代表	
委 員	坂 田 生 子	東京商工会議所港支部役員	区 議 会 議 員
委 員	池 田 こうじ	港区議会議長（～令和元年6月19日）	
委 員	杉 本 とよひろ	交通・環境等対策特別委員会委員長 （～令和元年6月19日）	
委 員	黒 崎 ゆういち	交通・環境等対策特別委員会副委員長 （～令和元年6月19日）	

※委員の変更

委 員	二 島 豊 司	港区議会議長 （令和元年6月20日～）	区 議 会 議 員
委 員	清 家 あ い	区民文教常任委員会委員長 （令和元年6月20日～）	
委 員	風 見 利 男	交通・環境等対策特別委員会委員長 （令和元年6月20日～）	

港区環境審議会総評

平成 27（2015）年 3 月に策定された港区環境基本計画は、平成 30（2018）年 2 月に改定され、今年度は、改定後初めての評価として、平成 30（2018）年度の実績の点検・評価を行いました。

平成 30（2018）年度実績報告書から施策・取組を概観すると、基本方針 1「安心して暮らせる低炭素・省エネルギー社会の実現」、基本方針 4「快適で魅力ある都市環境の形成」はすべての指標が AA 及び A 評価となっており、成果目標に対して取組が着実に進展しているといえます。

一方で、基本方針 2「協働による循環型社会の形成」については、C 評価が目立ちます。人口増加や景気回復に伴うごみ量の増加、区が収集する可燃ごみや不燃ごみへの資源混入が背景として推測されますが、今後も人口増加が見込まれる港区においては、ごみの発生抑制や資源の分別に関する普及・啓発をより強化し、区民や事業者の行動を促していくことが必要です。

改定後の環境基本計画では、計画全体をとおして「まちづくりに携わる事業者等との連携」や「全国各地域との連携」等について着目して、取組を推進するとされました。平成 30（2018）年度実績を見ると、成果として感じられる取組もありますが、さらに充実するよう期待します。

環境審議会では、AA 評価となった成果目標 4.1 の「地域の環境美化活動への参加者数」に関して、地域の環境美化活動の広がりが見える形で実感されること、環境基本計画の中間見直しに合わせた評価の記載に関すること、古紙価格の低下等の社会情勢が及ぼす影響等について、意見が出されました。また、区が作成する他の資料や新施策との関係から、区民が知りたい・わかりやすいと思う内容等を載せることについても意見がありました。

昨年度の環境審議会で出された意見や今後の課題等については、読み物としても興味を引くようなページの追加や背景となる数値等の記載等、一部が改善されましたが、常に区民の方々の意識した資料作成・情報発信を心がけていただき、より一層区民の方々にとってわかりやすい・伝わりやすい工夫を行ってください。

来年度は、新たな環境基本計画策定の年度となります。これまでの評価結果や当審議会による総評を施策・取組の継続的な改善につなげていくとともに、新たな環境基本計画の策定にも充分生かされることを願います。

最後になりましたが、環境審議会委員の皆様には、お忙しいところ熱心に審議にご参加いただき、心より感謝申し上げます。

令和 2（2020）年 3 月

港区環境審議会会長 守田 優

参考資料

1 港区環境基本条例

○港区環境基本条例

平成十年三月三十日
条例第二十八号

港区は、活発な都市活動と多様な居住環境とが共存するまちとして発展してきた。また、歴史的な景観も多く、緑や水辺などの貴重な自然環境も有するまちである。

しかし、さまざまな社会経済活動が営まれる中で資源やエネルギーが大量に消費されることにより、港区にも大きな環境への負荷がもたらされている。

もとより区民は、人と自然とが共生することのできる良好な環境のもとに健康で安全かつ快適な生活を営む権利を有するとともに、かけがえのない環境を守り、より良好な環境を将来の世代に引き継いでいくべき責務を負っている。

今こそ、すべての人びとが日常の生活や事業活動の中で、自らの行動を考え、創意と工夫によって、環境にやさしい継続的な行動をとることが求められている。

このような認識の下に、環境への負荷の少ない、居住と都市活動とが調和した居住環境都市をつくりあげていくために、ここに、この条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、環境の保全について基本理念を定め、区、区民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本的な事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって区民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を実現することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 環境の保全 良好な環境を維持し、回復し、及び創造することという。
- 二 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- 三 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動

その他の人の活動に基づく生活環境の侵害であって、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下、悪臭等によって、人の生命若しくは健康が損なわれ、又は人の快適な生活が阻害されることをいう。

(基本理念)

第三条 環境の保全は、次の各号に掲げる基本理念に基づき行われなければならない。

- 一 区民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を実現し、これを将来の世代へ継承して行くことを目的として行うこと。
- 二 人と自然とが共生し、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な都市を構築することを目的として、すべての者の積極的な取組によって行うこと。
- 三 すべての事業活動及び日常生活において行うこと。

(区の責務)

第四条 区は、環境の保全を図るため、次に掲げる事項に関し基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 一 公害の防止に関すること。
- 二 大気、水、動植物等からなる自然環境の保全に関すること。
- 三 人と自然との豊かなふれあいの確保、良好な景観の保全、歴史的文化的遺産の保全等に関すること。
- 四 資源循環、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量に関すること。
- 五 地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境の保全に関すること。
- 六 前各号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減に関すること。

(区民の責務)

第五条 区民は、その日常生活において、環境への負荷の低減並びに公害の防止及び自然環境の適正な保全に努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、区民は、環境の保全に自ら努めるとともに、区が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第六条 事業者は、事業活動を行うときは、環境への負荷の低減に努めるとともに、その事業活動に伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するため、その責任において必要な措置を行う責務を有する。

2 事業者は、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うときは、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するために必要な措置を行うよう努めなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、環境の保全に自ら努めるとともに、区が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(環境基本計画)

第七条 区長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全についての基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 環境の保全に関する目標

二 環境の保全に関する施策の方向

三 前二号に掲げるもののほか、環境の保全に関する重要事項

3 区長は、環境基本計画を策定するときは、区民及び事業者(以下「区民等」という。)の意見を反映することができるよう必要な措置を行うものとする。

4 区長は、環境基本計画を策定するときは、あらかじめ港区環境審議会の意見を聴かなければならない。

5 区長は、環境基本計画を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。

6 前三項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境行動指針)

第八条 区長は、区及び区民等が環境の保全に関して配慮すべき事項を、環境の保全についての行動指針(以下「環境行動指針」という。)として策定しなければならない。

2 区長は、環境行動指針を策定するときは、区民等の意見を反映することができるよう必要な措置を行うものとする。

3 区長は、環境行動指針を策定したときは、速やか

に、これを公表しなければならない。

4 前二項の規定は、環境行動指針の変更について準用する。

(施策の策定等にあたっての配慮)

第九条 区は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するときは、環境基本計画及び環境行動指針との整合を図るものとする。

2 区は、環境の保全に関する施策について総合的に調整し、及び推進するために必要な措置を行うものとする。

(環境影響調査の措置)

第十条 区は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を実施しようとする者に対し、その事業の実施前に環境の保全について適切な配慮がなされるよう必要な措置を行うものとする。

(資源循環の推進)

第十一条 区は、環境への負荷を低減するため、区民等による資源循環が促進されるよう必要な措置を行うものとする。

2 区は、環境への負荷を低減するため、区の施設の建設及び維持管理その他の事業を実施するときは、資源循環、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量に努めなければならない。

(区民等の意見の反映)

第十二条 区は、環境の保全に関する施策に、区民等の意見を反映することができるよう必要な措置を行うものとする。

(情報の提供)

第十三条 区は、環境の保全に資するため、必要な情報を区民等に適切に提供するよう努めるものとする。

(区民等の自発的な活動の促進)

第十四条 区は、区民等による自発的な環境の保全に関する活動が促進されるよう必要な措置を行うものとする。

(環境学習の推進)

第十五条 区は、区民等が環境の保全についての理解を深めるとともに、区民等による自発的な環境の保全に関する活動が促進されるように、環境の保全に関する学習の推進を図るものとする。

(調査及び研究の実施等)

第十六条 区は、環境の保全に関する施策を適切に

実施するため、公害の防止、自然環境の保全その他の環境の保全に関する事項について、情報の収集並びに調査及び研究に努めるものとする。

(監視及び測定等)

第十七条 区は、環境の状況を的確に把握するとともに、そのために必要な監視及び測定等の体制を整備するものとする。

2 区は、前項の規定により把握した環境の状況を公表するものとする。

(国及び東京都等との協力)

第十八条 区は、環境の保全を図るため、国、東京都その他の地方公共団体と協力し、その推進に努めるものとする。

(地球環境の保全の推進)

第十九条 区は、地球環境の保全に資する施策を国等と連携して推進するものとする。

(環境審議会)

第二十条 環境の保全に関する基本的事項について調査審議するため、区長の附属機関として港区環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

一 環境基本計画に関すること。

二 一般廃棄物の処理に関する基本方針その他の重要事項

三 前二号に掲げるもののほか、環境の保全に関する基本的事項

3 審議会は、環境の保全に関し、区長に意見を述べることができる。

4 審議会は、環境の保全について学識経験を有する者、区民、事業者及び区議会議員のうちから区長が委嘱する委員十四人以内をもって組織する。

5 委員の任期は、二年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、区規則で定める。

(委任)

第二十一条 この条例の施行に関し必要な事項は、区規則で定める。

付 則

1 この条例は、平成十年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の際、現に存する港区環境基本計画は、第七条の規定により策定された環境基本計画とみなす。

付 則(平成十一年一月一六日条例第三二号)

1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の日以後平成十二年八月三十一日までの間に、この条例による改正後の東京都港区環境基本条例第二十条第四項の規定により新たに委嘱される東京都港区環境審議会の委員の任期は、同条第五項の規定にかかわらず、平成十二年八月三十一日までとする。

2 港区環境審議会規則

○港区環境審議会規則

平成十年三月三十日
規則第五十七号

(趣旨)

第一条 この規則は、港区環境基本条例(平成十年港区条例第二十八号。以下「条例」という。)第二十条第六項の規定に基づき、港区環境審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第二条 条例第二十条第四項に規定する委員は、次の各号に掲げる者につき委嘱する。

- 一 学識経験を有する者 四人以内
- 二 区民及び事業者 七人以内
- 三 区議会議員 三人以内

(会長及び副会長)

第三条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集)

第四条 審議会は、会長が招集する。

(定足数及び表決数)

第五条 審議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

- 2 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見聴取等)

第六条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して会議への出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第七条 審議会の会議は、公開とする。ただし、審議会が公開することが適当でないと認めるときは、この限りでない。

(専門部会)

第八条 会長は、諮問事項に関する専門的な調査又は検討を行わせるため、必要があると認めるときは、審議会に専門部会(以下「部会」という。)を置くことができる。

- 2 部会は、会長が指名する委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により選出する。

4 部会は、部会長が招集する。

5 部会長は、部会の事務を統括し、部会の審議の経過及び結果を審議会に報告する。

(会議録の作成保存)

第九条 会長は、会議録を作成し、これを保存しなければならない。

(庶務)

第十条 審議会の庶務は、環境リサイクル支援部環境課において処理する。

(その他)

第十一条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、区長が定める。

付 則

この規則は、平成十年四月一日から施行する。

付 則(平成一二年八月二八日規則第七九号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第十一条の規定は、平成十二年四月一日から適用する。

付 則(平成一三年三月三〇日規則第四一号)

この規則は、平成十三年四月一日から施行する。

付 則(平成一八年三月三一日規則第八七号)

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

付 則(平成二二年三月二九日規則第四九号)

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

3 港区環境調整委員会設置要綱

○港区環境調整委員会設置要綱

平成10年8月24日
10港都環第280号

(目的及び設置)

第1条 港区における環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、港区環境調整委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について検討する。

- (1) 港区環境基本条例(平成10年港区条例第28号。以下「条例」という。)に基づく環境基本計画の推進に関すること。
- (2) 条例に基づく環境行動指針の策定に関すること。
- (3) 環境行動指針に基づく区の行動計画の策定に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策の総合調整及び推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、環境リサイクル支援部長をもって充て、委員会を統括する。
- 3 副委員長は、環境課長をもって充て、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が招集する。

(作業部会)

第5条 委員長は、所掌事項の調査検討について必要と認めるときは、委員会に作業部会を置くことができる。

- 2 作業部会の長(以下「部会長」という。)及び部会の構成員(以下「部会員」という。)は、委員長が指名する。
- 3 部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会及び作業部会の庶務は、環境リサイクル支援部環境課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が定める。

付 則

この要綱は、平成10年9月22日から施行する。

付 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成16年12月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表

芝地区総合支所	協働推進課長
麻布地区総合支所	協働推進課長
赤坂地区総合支所	協働推進課長
高輪地区総合支所	協働推進課長
芝浦港南地区総合支所	協働推進課長
総合支所	まちづくり課長代表
産業・地域振興支援部	地域振興課長
保健福祉支援部	保健福祉課長
みなと保健所	生活衛生課長
子ども家庭支援部	子ども家庭課長
街づくり支援部	都市計画課長
環境リサイクル支援部	地球温暖化対策担当課長 みなとリサイクル清掃事務所長
企画経営部	企画課長
防災危機管理室	防災課長
総務部	総務課長
教育委員会事務局教育推進部	教育長室長
教育委員会事務局学校教育部	学務課長

4 主な環境基準

(1) 大気汚染に係る環境基準

測定項目	環境基準
二酸化硫黄 (SO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下で、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下。
一酸化炭素 (CO)	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下で、かつ 1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下で、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下。
光化学オキシダント (O _x)	1 時間値が 0.06ppm 以下。
二酸化窒素 (NO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内、又はそれ以下。
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	1 年平均値が 15 μg/m ³ 以下で、かつ、1 日平均値が 35 μg/m ³ 以下。

(2) 水質汚濁に係る環境基準

<古川の水質の環境調査>

項 目	単位	環境基準
水素イオン濃度 (pH)	—	6.0以上8.5以下
溶存酸素量 (DO)	mg/ℓ	2以上
生物化学的酸素要求量 (BOD)	mg/ℓ	8以下
浮遊物質 (SS)	mg/ℓ	100以下

<運河の水質の環境調査>

項 目	単位	環境基準
水素イオン濃度 (pH)	—	7.0以上8.3以下
溶存酸素量 (DO)	mg/ℓ	2以上
化学的酸素要求量 (COD)	mg/ℓ	8以下
全リン	mg/ℓ	0.09以下
全窒素	mg/ℓ	1以下

(3) ダイオキシン類の環境基準

媒体	単位	環境基準
水質	pg-TEQ/ℓ	1 以下
底質	pg-TEQ/g	150 以下

(4) 騒音に係る環境基準

地域 類型	当てはめ地域	地域の区分	時間の区分	
			昼間(6時～22時)	夜間(22時～6時)
A	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域	一般地域	55 d B 以下	45 d B 以下
	第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 d B 以下	55 d B 以下
B	第1種住居地域 第2種住居地域	一般地域	55 d B 以下	45 d B 以下
	準住居地域	2車線以上の車線を有する道路に面する地域	65 d B 以下	60 d B 以下
C	近隣商業地域 商業地域	一般地域	60 d B 以下	50 d B 以下
	準工業地域 工業地域	車線を有する道路に面する地域	65 d B 以下	60 d B 以下

備考：車線とは、1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

昼間	70 d B 以下
夜間	65 d B 以下

5 用語解説

	用語	説明
3	3R	ごみの減量と資源化に関する取組を表す言葉で、リデュース（ごみになるものを減らす；Reduce）、リユース（今あるものを繰り返し使う；Reuse）、リサイクル（資源をもう一度原料などにして再び利用する；Recycle）からなる。
B	BOD（生物化学的酸素要求量）	水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素量のことで、河川の有機物による汚濁の状況を測る代表的な指標
C	CO（一酸化炭素）	石油や石炭などの炭素を含む物質が燃焼するとき、酸素の供給が不十分な場合に不完全燃焼を起して発生する無色無臭の気体。大気中では自動車や工場、家庭ではストーブなどの暖房器具から発生する。一酸化炭素を長時間吸うことで、酸欠状態になり、めまい、頭痛、吐き気などの一酸化炭素中毒を引き起こす。
C	COD（化学的酸素要求量）	水中の有機物を酸化剤で分解する際に消費される酸化剤の量を酸素量に換算したもので、海水や湖沼の有機物による汚濁の状況を測る代表的な指標
D	DO（溶存酸素）	水に溶解込んでいる酸素の量のことで、DOが減少すると、水中の好気性微生物の活動が鈍って悪臭がしたり、水生生物が窒息死したりする。DOの場合は数値が大きいほど良好な水質となる。
E	e-ラーニング	パソコンやインターネットを利用して行う学習のこと。
N	二酸化窒素（NO ₂ ）	燃焼時の高温下で空気中の窒素と酸素が化合することによるほか、窒素分を含む有機物が燃焼するときにも発生する。発生源は、工場、自動車、家庭等多岐にわたる。赤褐色の刺激性の気体であり、高濃度のときは、眼、鼻等を刺激するとともに、健康に影響を及ぼすといわれている。
O	O _x （光化学オキシダント）	大気中の窒素酸化物や炭化水素等が、強い日射（紫外線）による光化学反応で生成する酸化性物質の総称。光化学スモッグの主な原因
P	pH（水素イオン濃度）	酸性・アルカリ性の度合いを表すのに、pH（ピーエッチ）と呼ばれる数値を使う。pHの値に単位はなく、pH＝7が中性で、それより数値が小さいほど酸性が強くなり、それより数値が大きいほどアルカリ性が強くなる。
P	PM _{2.5} （微小粒子状物質）	大気中の粒子状物質のうち、粒径2.5μm以下のもの。呼吸器系等へ影響が懸念されている。
S	SO ₂ （二酸化硫黄）	主に重油等の硫黄分を含む燃料が燃焼するとき発生。また、火山活動により高濃度になる。高濃度のときは、目の粘膜に刺激を与えるとともに呼吸器に影響を及ぼすといわれている。また、金属を腐食させたり、植物を枯らしたりするといわれている。

	用語	説明
S	SPM(浮遊粒子状物質)	大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が $10\mu\text{m}$ 以下のものをいう。発生源は、工場、交通機関、家庭等人為的なもののほか、土壌の舞い上がりや火山活動等自然的なものがある。この粒子は、沈降速度が小さいため、大気中に比較的長時間滞留し、高濃度のときは健康上影響を与えるといわれている。
S	SS(浮遊物質)	水中に浮遊又は懸濁している直径 2mm 以下の物質の量のこと。プランクトンなどの生物の死骸や糞やその分解物、これらに付着する微生物などの有機物、粘土微粒子などの無機物が含まれる。SSの値が大きいほど、水の透明度などの外観が悪化する。
あ	アスベスト	石綿ともいわれる天然に存在する繊維状の鉱物。軟らかく、耐熱・耐摩耗性、対腐食性に優れているため、セメントと混合して多くは建材等に使われてきたが、アスベストの繊維を肺に吸い込むと、肺がんなどの健康被害を引き起こすおそれがあるというので問題となり、日本では労働安全衛生法、大気汚染防止法などによって規制・管理されている。
あ	アドプト制度	アドプトとは「養子にする」という意味で、区民等が構成する団体等が「里親」となり、地域の道路・公園等を「養子」に見立て、責任を持って保守管理していく制度のこと。この養子縁組を確認する意味で、参加する団体等は行政と合意書を取り交わし、相互に役割を確認した上で、美化、清掃、緑化等のボランティア活動を行う。港区では「港区アドプト・プログラム」として推進
え	エコドライブ	加減速の少ない運転、空ぶかしや長すぎるアイドリングを行わないなど、環境に配慮した自動車運転のこと。
え	エコプラザ	区民の環境の保全に関する理解を深めることにより、環境への負荷の少ない生活文化の形成に寄与するために設置された施設で、環境の保全に関する普及・啓発や学習などの事業を実施。正式名称は港区立エコプラザ（所在地：浜松町一丁目13番1号）
え	エコライフ・フェア	環境に関するメッセージを広く伝えるために、毎年5月に開催しているイベント。区、企業、民間団体などが自ら取り組む環境活動の展示、環境負荷を減らすための生活の工夫などを紹介
オ	オキシダント	大気中の窒素酸化物や炭化水素等が、強い日射（紫外線）による光化学反応で生成する酸化性物質の総称。光化学スモッグの主な原因
か	外来種（外来生物）	もともとその地域にいなかったのに、人間の活動によって他の地域から入ってきた生きもののこと。外来生物。他の国から持ち込まれた生きものを国外外来種、日本国内のある地域から、もともといなかった地域に持ち込まれた生きものを国内外来種という。
か	拡大生産者責任	生産者が、自ら生産する製品等について使用され廃棄物となった後まで一定の責任を負うという考え方（循環型社会形成推進基本法）

	用語	説明
か	風の道	ドイツのシュトゥットガルト市の都市計画で採用されたヒートアイランド現象に係る対策で、郊外から都市内に吹き込む風の通り道を作り、都市中心部で暑くなった大気を冷やすことができるという考え方に基づくもの。わが国のヒートアイランド対策においても、都市構造の改善に関する対策の一つとして着目されている。
か	環境アセスメント	開発事業等が環境に与える影響を予測・評価し、その内容について、住民や関係自治体などの意見を聴くとともに専門的立場からその内容を審査することにより、事業実施に際して適正な環境配慮がなされるようにするための一連の手続
か	環境マネジメントシステム	事業組織が環境法令などの規制基準を遵守するだけでなく、自主的、積極的に環境保全活動を推進するための計画・実行・点検・評価（見直し）という一連の手続きのこと。
こ	高反射率塗料	太陽光の中の近赤外線領域を効率的に反射させる塗料のこと。建物の屋上または屋根に塗布することで、表面温度を下げることで、ヒートアイランド対策に効果があるほか、建物内部へ熱の伝導を減少させることから、空調のエネルギー使用量を削減する効果もある。
さ	再生可能エネルギー	「非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができると認められるもの」で、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスのこと。資源が枯渇せず繰り返し使え、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となる二酸化炭素をほとんど排出しないエネルギー
し	自己処理責任	事業活動に伴い発生するごみや資源は、事業者自らの責任において適切に処理する必要があるという考え方。（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）
し	実質浸透域率	自然の浸透域だけでなく、雨水浸透ますや透水性舗装などの人工的な浸透施設の浸透も浸透域に換算した、両者の合計の浸透域が土地の面積に占める割合
し	自転車シェアリング	地域内に複数のサイクルポートを設置し、どのポートでも自転車を借りることができ、返却することができるシステム
し	遮熱性舗装	舗装表面に赤外線を反射させる遮熱性樹脂を塗布したり、遮熱モルタルを充填する舗装工法。道路の表面温度の上昇を抑制するとともに、舗装への蓄熱量を減らすことでヒートアイランド現象の緩和に寄与
し	少量排出事業者	事業系ごみを区収集に出している小規模事業者
せ	生物多様性	あらゆる生きものが、相互に関わりあいながら生きていること。

	用語	説明
せ	全窒素	水中に存在するいろいろな形態の窒素化合物の全体のこと。窒素は、動植物の生育にとって必須の元素であり、肥料や排水などに含まれる窒素が海域や湖沼に流入すると、「富栄養化」の原因となる。富栄養化が進むと生物の生態系の変化や赤潮・青潮などの原因となる。
せ	全リン	水中に存在する各種の形態のリン化合物の全体のこと。窒素と同様に動植物の生育にとって必須の元素であり、肥料や排水などに含まれる窒素が海域や湖沼に流入すると、「富栄養化」の原因となる。富栄養化が進むと生物の生態系の変化や赤潮・青潮などの原因となる。
て	低公害車	窒素酸化物（NO _x ）や粒子状物質（PM）等の大気汚染物質の排出が少ない、又はまったく排出しない、燃費性能が優れているなどの環境にやさしい自動車。燃料電池車、電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、低燃費かつ低排出ガス認定車など
て	低炭素社会	地球温暖化の主要因である二酸化炭素の排出を抑えた社会のこと。究極的には、温室効果ガスの排出を自然が吸収できる量以内にとどめる（カーボン・ニュートラル）社会をめざすものとされる。
て	適応策	気候変動やそれに伴う気温・海水面の上昇が起きることを前提に、人や社会・経済システムへの影響を軽減する対策。例えば、気温の上昇に対応するための熱中症対策や伝染病を媒介する生物の分布拡大に対応するための伝染病予防策など
と	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（東京都環境確保条例）	環境への負荷を低減する措置を定めるとともに、公害の発生源について必要な措置を定めること等により、都民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要な環境を確保することを目的とした東京都の条例。地球温暖化対策の推進、自動車に起因する環境負荷の低減・公害対策、工場公害対策等について規定
な	内部護岸	地震時の護岸倒壊による浸水を防止するとともに、高潮時に水門などを閉鎖した後の降雨・下水等の流入による内水面の上昇から背後地を防護する施設
は	排出者責任	廃棄物等を排出する者が、その適正なリサイクルや処理に関する責任を負うべきであるとの考え方。具体的には、廃棄物を排出する際に分別すること、事業者がその廃棄物のリサイクルや処理を自ら行うことなど（循環型社会形成推進基本法）
ひ	ビオトープ	Bio（生物）とTope（場所）の合成語で、安定した環境を持つ野生生物の生育空間のこと。
ひ	ヒートアイランド	都市部の気温が郊外に比べて島状に高くなる現象
ほ	保水性舗装	舗装体内に保水材を充填した舗装工法の一つ。保水した水分が蒸発する際の気化熱によって道路の表面温度の上昇を抑制することで、熱環境の改善とヒートアイランド現象の緩和に寄与

	用語	説明
み	水循環系	雨が降り、地面を流れて川や海に流れ込んだり、地下に染み込んだり、また、水蒸気となって雲になるといった絶え間なく続く水の動きを「水循環」という。水循環系は本来の自然の水循環に加え、人間活動に伴う人為的な水循環など、広く水の流れに関わるままとりのこと。
み	ミックスペーパー	コピー・OA用紙、シュレッダーくず等（雑誌・パンフレット、新聞・折込チラシ、段ボール以外でリサイクルできる紙類）
み	緑のカーテン	つる性の植物（ゴーヤ、アサガオなど）を活用したカーテン。建物に直射日光が当たるのを防ぎ、さらに葉の蒸散作用により熱を逃がすため、建物の温度上昇を防ぐことができる。
み	緑のマット	芝生が植え込んである天然素材でできたマット。地表面や施設の屋上などを簡易に芝生化することができ、地面や建物の蓄熱量を減らすことでヒートアイランド現象の緩和を図ることができる。
み	みなとエコ・オフィス町内会	環境NPOであるオフィス町内会が参加オフィスの古紙を回収し、リサイクルするシステム
み	みなとエコチャレンジ	地球温暖化対策につながる、家庭における省エネ・節電といった環境にやさしい行動の実践と定着を支援し、CO2排出量の削減を促進するための取組。省エネ・節電の実行や環境に関するイベントへの参加などによってポイントが貯まり、貯まったポイントを区内共通商品券などに交換することができる。
み	みなと環境にやさしい事業者会議	東京の中でも企業や各種団体の本部機能が集中している特徴を生かして、事業者と区民と区が連携して環境保全活動を実施。平成18 年設立
み	港区3R推進行動会議	区民・事業者・行政の協働により3Rの取り組みを地域で積極的に展開していくため、平成18 年10 月に発足。3R行動推進のための啓発活動などを実施
み	港区一般廃棄物処理基本計画（第2次）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条に基づいて策定された港区の一般廃棄物処理基本計画
み	港区オフィスリサイクルシステム	港区リサイクル事業協同組合の組合員が訪問し、資源ごみの回収時にチケットで料金を精算するシステム
み	港区環境基本条例	環境への負荷の少ない、居住と都市活動とが調和した居住環境都市をつくりあげていくために、港区が平成10 年に制定した条例
み	港区環境率先実行計画（みんなとエコ21計画）	区の事務事業の実施にあたり、環境保全行動を率先して実行するための計画。地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、都道府県及び市町村に策定が義務付けられた「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（事務事業編）」としても位置付けられる。

	用語	説明
み	港区基本計画	港区基本構想（平成14 年12 月）に掲げる港区の将来像「やすらぎある世界都心・M I N A T O」の実現に向け、長期的展望に立って、区が取り組むべき目標や課題、施策の概要を体系的に明らかにするとともに、年次的な事業計画によって、基本構想実現のための具体的な道筋を示すことを目的とする、区政全般を対象とする総合的な計画。現在の計画は、平成27 年度から平成32 年度までの6 か年の計画
み	港区景観計画	景観法第8 条第1 項に基づき策定する景観計画であり、港区における景観形成の取組の方向性を示すとともに、景観法に基づく諸制度を活用した具体的な施策を示した、景観形成に関する総合的な計画。平成21 年8 月に策定
み	港区景観条例	景観法において条例で定めることになっている事項など、景観行政を実施するために必要な事項を定める条例
み	港区生物多様性地域戦略	「生物多様性基本法」第13 条に基づき、港区内における生物多様性の保全及び持続可能な利用について、基本的事項を定めるもの。「港区環境基本計画」及び「港区緑と水の総合計画」のもとに位置付けられている。
み	港区地球温暖化対策地域推進計画	「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、区の地球温暖化対策を更に強化することを目的に、平成25 年度から平成32 年度を計画期間として、平成24 年度に改定した計画。
み	港区緑と水の総合計画	都市緑地法第4 条に規定される「緑の基本計画」として、「港区緑と水に関する基本方針」の主旨を継承して、緑地の保全及び緑化の目標、緑地の保全及び緑化の推進のための施策を定める、区の緑とオープンスペースに関する総合的な計画
み	港区みどりの活動員制度	区民協働によるみどりの保全と創出を推進するため、民間緑地の維持管理やみどりに関する知識の普及・啓発活動に自主的に取り組む区民・事業者を、区が支援する制度
み	港区みどりの街づくり賞	環境への配慮と優れた緑化計画を行い、その緑地を維持している区民や事業者を表彰し、地域緑化への協力に感謝を示すとともに、更なる民間緑化の発展を願って創設した制度
み	みなと区民の森	港区とあきる野市の交流事業として、あきる野市から港区が借り受けた20ha の市有林。森づくり、自然観察・環境学習などを実施
も	持込ごみ	事業者自ら又は一般廃棄物収集運搬業者が処理施設に搬入するごみ。
り	流路整正（りゅうろせいせい）	河川の水が円滑に流れるように、流路（水の流れる場所）を整えること。
り	緑被率	ある土地の区域面積に占める緑被地の割合。緑被地とは、樹木被覆地と草地を合わせた、植物で覆われた土地（屋上緑地を含む）のこと。

港区環境白書

港区環境基本計画平成 30（2018）年度実績報告書

令和 2 年（2020 年）3 月作成

編集 港区環境リサイクル支援部環境課